

広島県分権改革推進審議会小委員会

第2回会議次第

日時 平成15年8月22日（金）9:30～12:00

場所 メルパルク広島 5階 桜2の間

1 開 会

2 議 事

(1) 県行政の環境部門における事務事業見直しについて

(2) 県行政の福祉保健部門における事務事業見直しについて

3 閉 会

【配付資料】

資料1 分権改革をめぐる国の動き

資料2 分権改革推進プログラムに係る主要論点項目

資料3 分権改革推進に関する主要論点資料【環境生活部】

資料4 分権改革推進に関する主要論点資料【福祉保健部】

参考資料1 「分権改革推進プログラム」の策定スケジュール

参考資料2 広島県分権改革推進審議会小委員会（第1回）概要

広島県分権改革推進審議会小委員会

第2回会議出席者名簿

職 名	氏 名	備考
広島県商工会議所連合会会頭	池 内 浩 一	
高田郡甲田町長	今 井 正	
広島経済同友会代表幹事	大 田 哲 哉	
広島女学院大学助教授	折 登 美 紀	
広島県商工会連合会会長	加 島 英 俊	欠席
〃 専務理事	杉 本 勝	※
広島大学法学部教授	川 崎 信 文	
広島県農業協同組合中央会会長	児 玉 静 秋	欠席
〃 企画公報室長	岸 房 康 行	※
広島県民生委員児童委員協議会会長	櫻 井 正 弥	
広島県国民健康保険団体連合会常務理事	佐 古 清 進	
広島県議会議員	平 浩 介	
安田女子短期大学講師	戸 井 佳奈子	
社団法人中国地方総合研究センター理事長	櫛 本 功	
日本労働組合総連合会 広島県連合会会長	宮 地 稔	
中国新聞社代表取締役副社長	山 本 一 隆	
三次市長	吉 岡 広小路	欠席

(50 音順, 敬称略)

※ 備考欄に※のある出席者は、広島県分権改革推進審議会設置条例第6条に基づく「議事に係る関係者」としての出席者

分権改革をめぐる国の動き

【概 要】

- 国においては、第2次分権改革の取り組みとして地方分権改革推進会議を設置し、国の関与の廃止、縮減、国と地方公共団体との役割分担のあり方並びに地方税財源配分のあり方等について調査審議
- また、地方行財政制度の構造改革の取り組みとして第27次地方制度調査会を設置し、市町村合併後の新たな地方自治制度のあり方等について調査審議

【各審議会の主な動き】

区 分	第27次地方制度調査会	地方分権改革推進会議
概 要		
設置根拠	地方制度調査会設置法	内閣府本府組織令及び地方分権改革推進会議令
所掌事務	社会経済情勢の変化に対応した地方行財政制度の構造改革に係る調査審議	国と地方公共団体との役割分担に応じた事務及び事業のあり方並びに税財源配分のあり方等について調査審議
設置年月日	平成13年11月19日 (設置期間：平成15年11月18日までの2年間)	平成13年7月3日 (設置期間：平成16年7月2日までの3年間)
委 員	会長 諸井 虔 (太平洋セメント相談役) 他 27名	会長 西室 泰三 (東芝 取締役会長) 他 10名
主な審議状況 及び今後の予定		【13年12月12日(第10回会議)】 事務・事業の在り方に関する中間論点整理を提出
	【14年 7月 1日(第3回総会)】 地方制度調査会の審議事項を決定 (審議事項) 基礎的自治体のあり方、大都市のあり方、 都道府県のあり方、地方税財政のあり方、 その他の課題 【14年11月 1日(第10回専門小委員会)】 「今後の基礎的自治体のあり方(西尾私案)」を審議 【14年11月29日(第4回総会)】 「当面の地方税財政措置に関する意見」を提出	【14年 6月17日(第20回会議)】 「事務・事業の在り方に関する中間報告」を提出 〔14年6月25日 小泉総理から、年内に国庫補助 負担金の廃止等に関する原案作成の指示〕 【14年10月29日(第28回会議)】 「事務・事業の在り方に関する意見」を提出 参考資料 1 (主な内容) 国の地方への関与の在り方、 義務教育費国庫負担金や公共事業国庫補助金等 の廃止・縮減の在り方等
	【15年 4月30日(第5回総会)】 「今後の地方自治制度のあり方についての中間 報告」の提出 (15年 5月6日 小泉総理へ報告) 【15年 5月23日(第6回総会)】 「地方税財政のあり方についての意見」の提出	【15年 5月 7日】 「事務・事業の在り方に関する意見」のフォロー アップ結果を小泉総理へ提出 参考資料 2 【15年 6月 3日】 「三位一体の改革に関する意見」の取りまとめ (15年 6月6日 小泉総理へ提出)
	【15年 6月27日】 経済財政諮問会議「基本方針2003」閣議決定 ・三位一体改革の具体的な改革工程を提示 参考資料 3	

「事務・事業の在り方に関する意見」のポイント

－自主・自立の地域社会をめざして－

平成14年10月30日

地方分権改革推進会議

1. 本意見の位置付け

- 国と地方の役割分担に応じた事務事業の在り方についての意見。
- あわせて国庫補助負担事業の在り方について検討。関連する国庫補助負担金の在り方についても言及。
- 各分野を聖域なく見直し。各省庁と合意した事項のみならず、合意に至らなかった事項を含め意見を提出。

2. 改革の方向等

- 「補完性の原理」に基づく国と地方の役割の適正化
⇒ ナショナル・ミニマムの達成から地域が選択する地域ごとの最適状態（ローカル・オプティマム）の実現へ
- 地域における行政の総合化の推進
- 地方の創意工夫の発揮と知恵とアイディアの地域間競争
- 地方における自立的な財政運営が可能なシステムの形成
⇒ 受益と負担の関係が明確な仕組みを作ることが必要
- 国の決定についての地方の参画の確保
- 自主・自立の地域社会の形成
- 分権型行政システムへの転換に向けた国と地方の意識改革が重要

3. 今後の予定

- 国の地方への関与の廃止・縮減と、それに基づく国庫補助負担事業の廃止・縮減の議論は、経済財政諮問会議を始めとする政府部内での議論へ。
- 当会議の審議は次の段階に移行。本意見で示した国と地方の役割分担に基づき、国と地方の税財源配分の在り方について、基本方針2002を踏まえ三位一体で検討。地方行財政改革の推進等行政体制の整備についても検討。

4. 分野別の見直し方針と具体的措置の提言

◎ 5分野別に、135項目の具体的措置を提言〔別紙〕

◎ 主要課題

社会保障

- 幼稚園・保育所の制度の一元化
- 保健所長の医師資格要件の廃止
- 保育所の調理施設の見直し

教育・文化

- 義務教育費国庫負担制度の見直し

公共事業

- 「改革と展望」の期間中における国庫補助負担事業の廃止
・縮減等の改革
- 直轄事業の事前協議等

産業振興

- 協同農業普及事業の在り方の検討
- 農業委員会の在り方の検討

治安その他

- 警察組織の基準の弾力化
- 常備消防・救急実施義務市町村の政令指定制度の廃止

〔別紙〕

各分野別の具体的措置の提言（一覧表）

社会保障

【地域における保健・医療・福祉の一層の総合化の推進の観点からの具体的措置】

- 総合化等が可能な範囲の周知徹底【平成14年度中に実施】
- 総合化・統合化事例の集積と紹介【平成15年度中に実施】
- 教育・警察行政との連携・人事交流【逐次実施】
- 児童虐待等についての市町村の役割の強化【平成17年度までを目途に検討・結論】

〔幼保一元問題〕

- 事例の紹介、厚生労働・文部科学省間協議の継続【逐次実施】
- 幼稚園教諭・保育士の資格の一元化等【平成15年度中に検討・一定の結論】
- 幼稚園・保育所の制度の一元化【継続的検討】

【民間企業、NPO等の多様な主体の幅広い参画による共助社会の構築の観点からの具体的措置】

- 公設民営に関する周知【平成15年度に実施】
- 民間主体の一層の事業参入【逐次実施】
- 保育所の公設民営の促進【措置済み】
- 公設民営型ケアハウスの整備促進【措置済み】
- 水道事業に関する業務委託【措置済み】

【必置規制的なものの全般的、経常的な検証と見直しの観点からの具体的措置】

〔行政組織に関する必置規制の見直し〕

- 児童相談所・児童福祉司を含めた児童福祉サービスの在り方についての検討【平成16年を目途に結論・検討】

〔職員に関する必置規制の見直し〕

- 任用資格の在り方の見直し【平成18年度までを目途に実施】
- 社会福祉主事に係る規定の在り方の見直し【平成14年度を目途に検討・結論、平成15年度を目途に実施】
- と畜検査員の在り方の見直し【平成15年を目途に実施】
- 保健所長の医師資格要件の廃止【平成14年度中に検討開始】

〔審議会等に関する必置規制の見直し〕

- 審議会等を目的別に区分の上、必置規制を全面的に見直し【平成16年から平成18年度までを目途に段階的に実施】

【知恵とアイディアの地域間競争を視野に入れた、国の関与の見直しによる地方

の自主性・自立性の強化の観点からの具体的措置】

〔国が設定している各種最低基準等の見直し〕

○特別養護老人ホームのホテルコストの利用者負担【平成15年度に実施】

○保育所の調理施設の見直し【平成14年度中に実施、継続的検討】

○国が全国的に保障するサービス水準の全般的、経常的見直し【継続的検討】

○補助事業に係る統合等についての見直し【継続的検討】

○医療法人の理事長要件の緩和【措置済み】

○保育所に係る職員・施設基準の見直し【措置済み】

○児童扶養手当に関する見直し【措置済み】

〔地方がより主体的に事務事業を行うための国の関与の見直し〕

○公立福祉施設の整備に対する負担規定の補助規定化【平成18年度までを目途に実施】

○福祉事務所設置等の際の同意を要する協議の廃止【平成18年度までを目途に実施】

○児童相談所の建築等に要する費用負担に関する同意を要する協議の廃止【平成14年度中に実施】

○市町村の判断のみで給付可能な補装具の種目の追加【平成15年度中に検討・結論】

○知的障害者地域生活援助事業の開始に関する厚生労働大臣の事前協議の廃止【措置済み】

〔住民により身近な行政主体への権限の移譲〕

○知事資格の養成施設の指定等の権限の移譲【平成18年度までを目途に実施】

○障害児の施設入所決定事務の市町村への移譲【平成18年度までを目途に検討・結論】

〔社会保険分野における国・地方の関係に関する具体的措置〕

○国民健康保険の保険者の在り方の見直し【平成14年度中に検討・結論】

○介護保険の運営実績を踏まえた国の関与の在り方の見直し【逐次実施】

〔地方支分部局と地方の新たな関係の構築の観点からの具体的措置〕

○行政手続の地域での完結【逐次実施】

○雇用対策における積極的な情報交換等の推進【逐次実施】

○高齢者、障害者等地域性の強い施策にかかる職業紹介についての都道府県への開放【平成14年度中に検討・結論】

教育・文化

〔初等中等教育に関する国の関与の在り方に関する具体的措置〕

○教科書採択地区の小規模化【一部措置済み、継続的検討】

- 政令指定都市立の高等学校の設置認可の見直し【平成15年度中に検討・結論】
- 中核市立の幼稚園の設置認可の見直し【平成15年度中に検討・結論】
- 弾力化の下での多様な教育活動の事例紹介【平成14年度から実施】
- 基準の大綱化・弾力化の周知徹底【平成14年度から実施】
- 教育についての「評価と公開」等を踏まえた学習指導要領の一層の見直し【平成14年度から検討】

【義務教育費国庫負担制度の見直しに関連する具体的措置】

- 負担対象経費の見直し【平成15年度から実施】
- 客観的指標に基づく定額化、交付金化等国庫負担制度の見直し【平成16年度、平成18年度までを目途に見直し】
- 義務教育費国庫負担金の一般財源化等【継続的検討】
- 都道府県と政令指定都市間の県費負担教職員制度の見直し・学級編制の基準の設定権限の移譲【平成15年度中に結論】
- 市町村費による教職員配置【平成14年度から実施】

【機動的、弾力的な教員の人事・給与体系の構築】

- 円滑な人事交流を可能とする観点からの教員の給与体系の見直し【①平成15・16年度から実施・②平成18年度から実施】

【義務教育費国庫負担金の手続き簡素化に向けた検討】

- 事務手続きの一層の簡素合理化【平成15年度から実施】
- 事務手続きの電子化【平成14年度から検討し、手続きの電子化の動向等を踏まえ見直し】
- 国庫負担制度の見直しに伴う事務手続きの抜本的な簡素化【継続的検討】

【国・地方の役割分担に応じた財政的措置の在り方に関連する具体的措置】

- 高校生に対する育英奨学金事業への国の関与の見直し【平成16年度中に実施】
- 法人化に伴う国立大学等と地方との連携【措置済み】

【総合行政の観点からの教育用施設の有効活用に関連する具体的措置】

- 補助金等により整備された学校施設等の活用促進【平成14年3月に措置済み】
- 教育用施設の一層の有効活用【平成14年度から実施】

【生涯学習、社会教育分野における国の関与の抜本的見直し等の観点からの具体的措置等】

- 国の役割の特化【平成15年度から実施】
- 公立博物館や公民館の設置及び運営に関する基準の大綱化・弾力化【平成14年度中に実施】
- 埋蔵文化財発掘調査の費用負担に関する調整の円滑化の検討【継続的検討・実施】

【必置規制的なものの全般的、経常的な検証と見直しに関連する具体的措置】

- 組織や人員に関する国の義務付けの全般的、経常的な見直し【逐次実施・継続的検討】
- 学校栄養職員、学校事務職員に関する国の関与の見直し【継続的検討】

公共事業

【補助事業等における国と地方の関係の明確化の観点からの具体的措置】

- 公共事業再評価システムにおける補助金返還ルールの明確化と周知徹底【平成14年度中に実施】
- 複数省庁が所管する公共事業における調整システムの明確化【平成14年度中に着手】
- 汚水処理に関する調整システムの明確化等【平成14年度中に着手】
- 同一法に基づく事業の地方公共団体における総合的な取組みの促進【平成14年度中に着手】
- 統合補助金の拡充、統合補助金の実態調査の実施と運用関与の改善、補助金等適正化法との関わりの点検と検討【逐次実施】

【事業主体としての国と地方の役割分担の明確化の観点からの具体的措置】

- 河川・道路の直轄管理区間の指定基準の法令化【平成14年度中に着手】
- 地方公共団体と地方部局との定期的会議の開催【平成14年度中に着手】
- 地方整備局における公共事業に係る施策運営の共同点検等のための機関の設置【平成14年度中に実施】
- 直轄事業負担金を徴収する直轄事業の実施に係る地方公共団体との事前協議等【平成14年度以降逐次実施】
- 維持管理に係る直轄事業負担金の段階的縮減等【逐次実施】
- 直轄事業負担金に係る事務費の在り方の見直し【逐次実施】

【社会資本の管理に係る国の関与の縮小の観点からの具体的措置】

- 特定重要港湾の入港料に関する関与の見直し【平成15年度中に着手】
- 地方の有料道路料金に係る国の関与の見直し【継続的検討】
- 地方自治法第244条の2に基づく公の施設の管理受託者の範囲の拡大【次期地方自治法改正の際に併せて実施】

【個別の公共事業分野における課題への対応】

- 全国総合開発計画の簡素合理化等国土計画体系の抜本的見直し【平成14年度中に検討、その結果を踏まえて実施】
- 同意基本構想の廃止等制度の根本に立ち返った見直し【平成14年度中を目途に検討、一定の結論】

- 都市計画及び農地転用の制度改正の状況の速やかなフォローアップ等の実施【平成16年度以降を目途に実施】
- 特例市等への農地転用の権限移譲の在り方の検討【平成16年度以降を目途に実施するフォローアップの結果に応じて検討】
- 農地制度の見直し【平成14年度中に検討、一定の結論】
- 人口要件の引下げ等による特例市等の拡大による開発許可権限の移譲【平成14年度中に検討に着手】
- 三大都市圏の既成市街地、近郊整備地帯における都道府県と市町村の都市計画制度に係る役割分担の在り方、権限移譲等の検討【平成16年度以降を目途に実施するフォローアップの結果に応じて検討】
- 河川に係る地方公共団体からの意見等への対応状況の公表【平成14年度中に実施】
- 河川整備基本方針の策定における都道府県の意見を適切に聴取、反映されるような仕組みの充実【平成14年度中に実施】
- 砂防指定地等の指定に係る実態調査【平成14年度着手】
- 砂防指定地又は地すべり防止区域の指定権限の都道府県への移譲の検討【平成14年度中に着手する実態調査結果を踏まえ検討】
- 砂防、地すべり、治山等の対策に係る都道府県段階での総合的な取組みの促進【随時実施】
- 地域の実情に応じた道路整備に資する道路の構造に係る見直し【平成15年度以降逐次実施】
- 道路関係の統合補助金の拡大の検討、地方道路整備臨時交付金の運用の実態把握と改善【逐次実施】
- 都道府県住宅建設五箇年計画に係る国の関与や内容等の見直し【平成17年度までに検討】
- 公営住宅等に係る補助制度の見直し【逐次実施】
- 都市公園の設置基準、公園施設の種類を含む都市公園の設置及び管理の在り方など都市公園の制度の見直し【平成14年度中に検討】
- 下水道の費用負担の在り方や整備手法等の検討【逐次検討】
- 下水道の維持管理の民間委託の促進方策の策定【平成14年度中に実施】
- 下水道施設基準の制定【平成14年度以降実施】
- 効率的・効果的な国際・国内海上輸送網の構築等の観点等のこれまでの方向を踏まえた取組み【逐次実施】
- 農業農村整備における国の役割の重点化【平成15年度以降逐次実施】
- 農業農村整備に係る費用対効果分析の一層の高度化及び再評価、事後評価における費用対効果分析の実施【平成15年度以降実施】
- 既存の生産基盤施設に係る改修事業の性格を踏まえた事業実施の在り方【平成15年度以降実施】
- 地方公共団体がより自主性を発揮できるような民有林管理の検討【逐次実施】
- 廃棄物処理に係る国の総合的な責任の明確化等【平成14年度中に中央環境審

で必要な検討を行い、その結果に基づき措置】

- 産業廃棄物最終処分場や広域的不法投棄対策に係る国の関与の強化【平成14年度中に中央環境審議会に必要な検討を行い、その結果に基づき措置】
- 廃棄物をめぐる様々な問題に関係省庁で総合的に取り組む体制の整備等【平成14年度中に中央環境審議会に必要な検討を行い、その結果に基づき措置】
- 国の基本方針と都道府県の計画との整合性をとり、県域を超えた問題への対応を図るために必要な措置【平成14年度中に中央環境審議会に必要な検討を行い、その結果に基づき措置】
- 地方住宅供給公社の在り方の検討【平成14年度以降実施】
- 地方道路公社の在り方【逐次検討】

産業振興

【時代の変化に沿った農林水産業振興政策の見直しの観点からの具体的措置】

- 農林水産関係国庫補助負担事業の廃止・縮減等の見直し【平成15年度以降逐次実施】
- 協同農業普及事業の在り方の検討【平成14年度中に検討、一定の結論】
- 林業普及指導事業の在り方の検討【平成14年度中を目途に検討、一定の結論】
- 水産業改良普及制度の在り方の検討【平成14年度中に検討に着手】
- 農業委員会系統組織の活動・組織の在り方の検討【平成14年度中を目途に検討、一定の結論】
- 農地面積の小さい農業委員会の広域連携や設置の見直しの推進【平成14年度以降逐次実施】
- 農業委員定数等の組織の適正化等【平成14年度以降逐次実施】
- 食品安全基本法（仮称）の制定【平成14年度中に検討、次期通常国会に所要の法案を提出】

【地域間の競争を促す国の中小企業政策等の在り方の観点からの具体的措置】

- 全国的規模・視点で行われることが必要な政策、競争条件の整備等に国の役割を重点化【逐次実施】
- 地方公共団体に対する中小企業関係補助事業の廃止・縮減等の見直し【平成15年度以降逐次実施】
- 小規模企業者等設備導入資金助成法に基づく債権の取扱いの明確化とその周知【措置済み】
- 高度化融資に係る不良債権処理基準の整備等役割分担の明確化とその周知【措置済み】
- 小規模企業設備貸与制度における貸し倒れのリスク等に対する、国と地方の適切な分担を踏まえた必要な措置【平成14年度中に検討に着手】
- 高圧ガス等の保安行政に係る権限移譲の検討【平成14年度中に検討に着手】

治安その他

【警察制度についての具体的措置】

- 政令定数制度等の在り方の検討【随時検討】
- 警察内部組織の基準の弾力化【平成14年度中を目途に政令改正】
- 新たな治安事象に対する国と地方の警察機関の役割分担の検討【平成14年度中に検討に着手】
- 交通安全対策特別交付金制度の在り方の検討【随時検討】

【消防制度についての具体的措置】

- 常備消防設置義務及び救急実施義務市町村の政令指定制度の抜本的見直し【平成14年度中に消防審議会で検討し結論、次期法改正時に必要な措置】
- 消防力の基準の見直し【平成16年度を目途に見直し】
- 地方公共団体と国との防災情報の共有化等や広域的な消防組織間の連携等に必要な事項の在り方【平成14年度中に検討し、所要の措置】
- 消防の広域再編の推進【逐次実施】
- 地域の市町村以外の行政主体が消防・救急の事務を担うことができる仕組みの導入等【平成14年度中に消防審議会で検討、逐次実施】
- 緊急消防援助隊に対する国の役割分担の在り方【平成14年度中に消防審議会に検討し、次期法改正時に必要な措置】
- 市町村消防では実施困難な専門性、広域性を有する業務の在り方【平成14年度中に消防審議会に検討し、次期法改正時に必要な措置】
- 社会環境の変化等を踏まえた今後の消防団の在り方【平成14年度中に検討、逐次実施】
- 救急救命士の処置範囲の拡大（気管挿管・薬剤投与など）に係る国における制度の検討【平成14年度中に検討し、所要の措置】

【その他の分野についての具体的措置】

- 地方自治法上の法定局部数の廃止【次期地方自治法改正の際に併せて実施】
- CATV許可権限の在り方の検討【逐次検討】

「事務・事業の在り方に関する意見」のフォローアップ結果

平成 15 年 5 月 7 日
地方分権改革推進会議

- 1 当会議では、昨年10月30日に提出した「事務・事業の在り方に関する意見」について、その実施状況のフォローアップを行ったが、その結果は別添資料に掲げるとおりである。
- 2 このうち、特に別紙に掲げる項目については、当会議として、地方分権改革の推進の観点から重点的に推進すべきであると考え、ここに重ねて要請するものである。これらの中には必ずしも関係省庁と合意していないものも含まれているが、今後、経済財政諮問会議を始めとする政府部内において、内閣総理大臣の主導の下、各大臣が責任を持って検討し、その早期実現に向けて取組みが一層進展することを期待するものである。
- 3 なお、国庫負担金と国庫補助金の区分に応じた整理合理化、同化・定着・定型化した事務や人件費に係る補助金の一般財源化等その性質に応じた整理合理化など、従来行われてきた国庫補助負担金の整理合理化のための努力や、毎年の予算編成過程等を通じて行われてきた国庫補助負担金の整理合理化のための努力は、引き続き重要であり、今後とも政府における積極的な取組みを強く期待したい。

(別紙)

重点的に推進すべき項目

1 社会保障

- 保育所制度（幼保一元化、調理室設置の義務付けの見直し、保育所運営費負担金など関連する補助負担金の一般財源化等）
- 保健所長医師資格要件の廃止
- 保険制度、サービス水準の見直し（最低基準と財政措置の見直し、介護保険事務費交付金の見直し等）

2 教育・文化

- 義務教育費国庫負担制度（対象経費の見直し、定額化・交付金化、全額一般財源化、事務・栄養職員の一般財源化等）
- 教員給与の一律優遇の見直し
- 学級編制の基準の設定権限等の県から市への権限移譲（県と政令市間の県費負担教職員制度の見直し、学級編制の基準の設定権限の移譲、高等学校・幼稚園の設置認可の見直し）

3 公共事業

- 地方道路整備臨時交付金の運用改善
- 市町村事業等に係る国庫補助負担事業の原則廃止・縮減
- 事業主体としての国と地方の役割分担の明確化

4 産業振興その他

- 農業委員会・改良普及事業（必置規制の見直し、交付金の一般財源化等）
- 交通安全対策特別交付金の見直し

三位一体改革の概要

【「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」（15.6.27閣議決定）より】

【改革のポイント】

- 「官から民へ」、「国から地方へ」の考え方の下、地方の権限と責任を大幅に拡大
- 地方分権の理念に沿って、国の関与を縮小し、税源移譲等により地方税の充実を図ることで、歳入・歳出両面での地方の自由度を向上
- 受益と負担の関係を明確化し、地方が自らの支出を自らの権限、責任、財源で賄う割合を増やし、地方自らの責任で自主的、効率的に選択する幅を拡大
- 国・地方を通じた行財政改革を強力かつ一体的に進め、行財政システムを持続可能なものへ変革

三位一体改革によって達成されるべき「望ましい姿」

地方の一般財源（地方税、地方譲与税、地方特例交付金及び地方交付税）割合の引上げ

地方税の充実、地方交付税への依存を低下

「効率的で小さな政府」の実現

【具体的な改革工程】

■ 国庫補助負担金の改革（20.4兆円）

- 2006（平成18）年までに、概ね4兆円程度を目途に廃止、縮減
- 国・地方を通じた行財政の効率化・合理化を強力に進めることにより、公共事業関係の国庫補助負担金等についても改革

【全国知事会において総務省自治財政局長説明要旨（15.7.10）】

- ・ 今後の課題は、税源移譲の中身の概ね4兆円の内容を詰めること、国の地方への補助金全体で、20.4兆円、分権改革推進会議が示した重点項目は、8.6兆円であるが、今のところ、4兆円の削減対象は、20.4兆円全体を対象として行うことになっている。

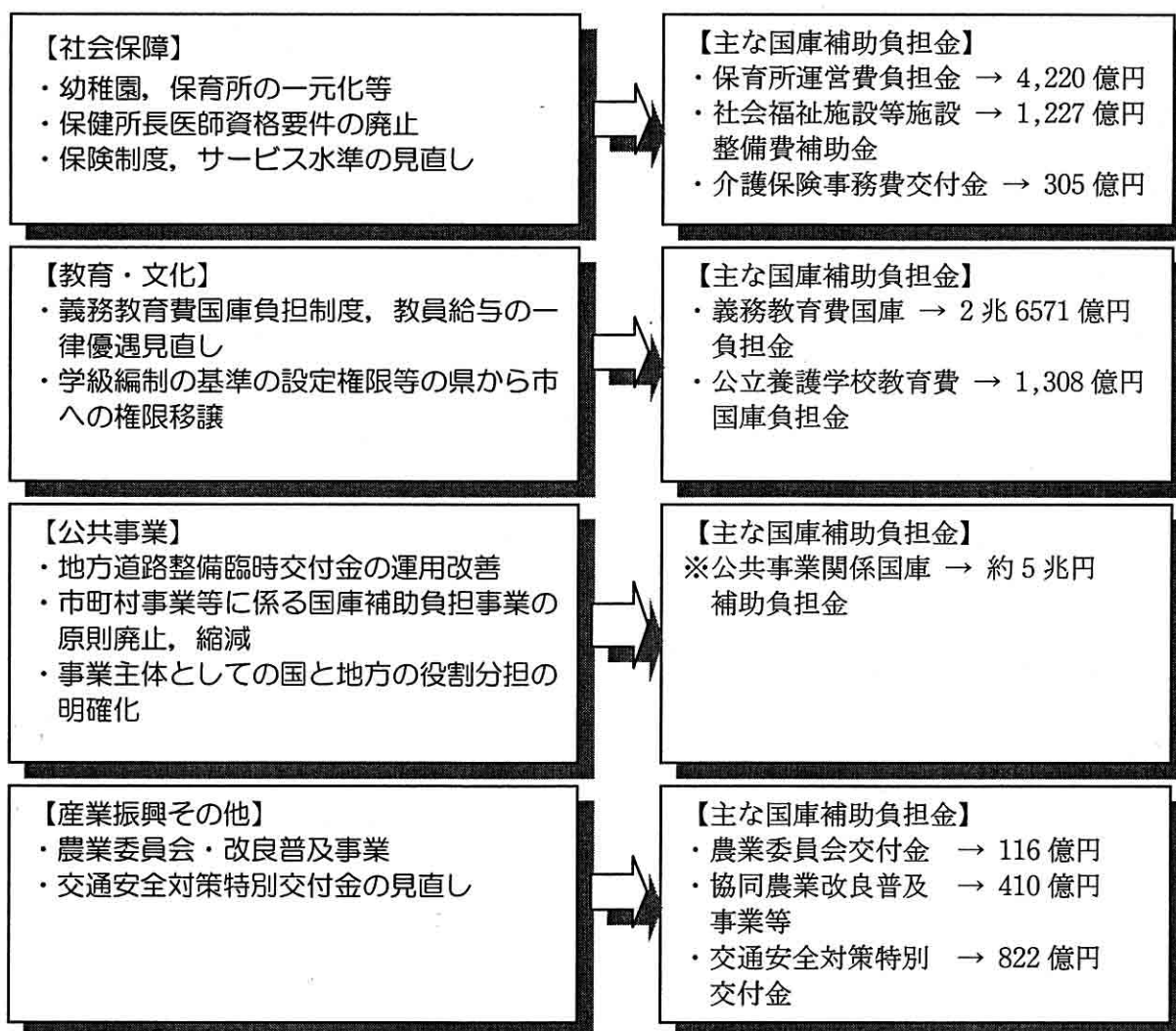
■ 地方交付税の改革（18.1兆円）

- 地方財政計画の歳出を徹底的に見直し、地方交付税総額を抑制し、財源保障機能を縮小
 - 〔国庫補助負担金の廃止、縮減による補助事業の抑制、地財計画計上人員を4万人以上純減、投資的経費（単独）を平成2～3年度水準に抑制、一般行政経費等（単独）を現在水準以下に抑制〕
- 算定方法の簡素化及び段階補正の見直し、基準財政需要額に対する地方債元利償還金の後年度算入措置の見直し

■ 税源移譲を含む税源配分の見直し（国税：41.8兆円，地方税：32.2兆円）

- 廃止する国庫補助負担金の対象事業の中で引き続き地方が主体となって実施する必要のあるものについては，税源移譲を実施（税源移譲は基幹税の充実を基本）
- 税源移譲に当っては，個別事業の見直し・精査の上，8割程度を目安として移譲，義務的事業については徹底的な効率化を図った上でその所要額の全額を移譲
- 基幹税の充実を基本に，税源の偏在性が少なく税収の安定性を備えた地方税体系を構築

【参考：国庫補助負担金の重点項目】



分権改革推進プログラムに係る主要論点項目

- | | |
|---------------------------|------------------------|
| 1 環境行政のあり方 | 11 産地育成や施設整備に対する関与のあり方 |
| 2 自然公園、レクリエーション施設等に係る役割分担 | 12 農業改良普及事業のあり方 |
| 3 福祉事務所業務の町への移管 | 13 農林水産業関係の規制・監督行政のあり方 |
| 4 保健所業務の市などへの移管 | 14 農林水産業関係の基盤整備のあり方 |
| 5 児童相談業務等のあり方 | 15 土木建築部関係の基盤整備のあり方 |
| 6 社会福祉施設における行政と民間の役割分担 | 16 都市・建築行政のあり方 |
| 7 中小企業等への金融支援、経営指導のあり方 | 17 義務教育のあり方 |
| 8 産業振興施策のあり方 | 18 生涯学習のあり方 |
| 9 雇用労働施策のあり方 | |
| 10 農村の土地利用や農業経営に対する関与のあり方 | |

分権改革推進プログラムに係る主要論点

No.	部	事業	取組	施策等	左の内容
1	環境生活部	環境行政のあり方	■環境行政は広域にわたるものとして、県が多くの役割を担っているが、施設、事業場を対象とする事務や生活排水対策など地域限定的な事務もあり、県と基礎的自治体との役割分担を再整理し、住民に密着した事務については、基礎的自治体への事務移譲及び国への制度見直しの要望等を検討する。	岩手県「あるべき地方の姿」報告書（H13.11）	広域的自治体は、産業廃棄物、広域的な衛生監視、公害対策を、基礎自治体は、一般廃棄物対策、衛生指導、公害監視を処理するのが適切。
2	環境生活部	自然公園、レクリエーション施設に係る役割分担	■地域の指定や公園計画の策定等、広域的視点で行う事務もあるが、個別の公園事業や行為の許可については、市町村の区域内で完結するものがある。市町村等への管理・事務委託により地域における管理運営が定着している施設については、県と基礎的自治体との役割分担を再整理し、施設の譲渡も含めて、基礎的自治体への事務移譲、国への制度見直しの要望等を検討する。		
3	福祉保健部	福祉事務所業務の町への移管	■福祉事務所業務の町への移管を検討 ・生活保護事務をはじめ、諸手当の給付や福祉に関する相談など、対人サービスを主として行う福祉事務所について、町への設置促進のあり方を検討 ・町への設置が困難な場合、県の所管する町に係る業務について最寄りの中心となる市への事務委託を検討	「事務・事業のあり方に関する意見」（地方分権改革推進会議：H14.10.30） 「今後の地方自治制度のあり方についての中間報告」（地制調 H15.4.30）	地域における保健・医療・福祉の一層の総合化の推進の観点から、引き続き、市や町への事務事業の移譲を検討すべき。 なお、国においては、町村が福祉事務所を設置する場合の都道府県の同意を要する協議について、廃止の方向で検討中 地方制度調査会中間報告による「少なくとも、福祉や教育、まちづくりなど住民に身近な事務は、原則、すべての基礎的自治体で処理できる体制を構築する必要がある。」との意見を踏まえ、検討すべき。
4	福祉保健部	保健所業務の市などへの移管	■保健所業務の市への移管を検討 ・身近な基礎的自治体で保健医療・福祉の一体的かつ総合的な推進を図る観点から、現行の設置要件を緩和し、一定規模の市への保健所設置や広域連合、一部事務組合による保健所設置が可能となるよう制度のあり方を検討 ・保健所設置が困難な場合、県保健所の所管する市町に係る業務について最寄りの保健所設置市への事務委託を検討	「事務・事業のあり方に関する意見」（地方分権改革推進会議：H14.10.30）	地域における保健・医療・福祉の一層の総合化の推進の観点から、引き続き、市や町への事務事業の移譲を検討すべき。
5	福祉保健部	児童相談業務等のあり方	■児童相談業務等のあり方の検討 ・地域における福祉サービスを総合的に行うため、住民に身近な市や町が主体的に相談・助言から個々のニーズに応じた対応が行える仕組みを検討 (例) 児童相談等の市町への関与のあり方 民生委員児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員など福祉関係相談員設置のあり方	「事務・事業のあり方に関する意見」（地方分権改革推進会議：H14.10.30） 「今後の地方自治制度のあり方についての中間報告」（地制調 H15.4.30）	児童福祉サービスの提供体制について、児童相談所のあり方を含め、現在、国において検討中 地方制度調査会中間報告で「少なくとも、福祉や教育、まちづくりなど住民に身近な事務は、原則、すべての基礎的自治体で処理できる体制を構築する必要がある。」との意見を踏まえ、検討すべき。

分権改革推進プログラムに係る主要論点

No.	担当部	課題	内容	関係する資料	その内容
6	福祉保健部	社会福祉施設における行政と民間の役割分担	■社会福祉施設における行政と民間の役割分担 ・社会福祉法人、市町村等の設置する社会福祉施設の整備状況や施設利用実態も踏まえ、県立社会福祉施設の設置運営について、社会福祉法人等との役割分担を検討	国と地方に係る経済財政運営と構造改革に関する基本方針（閣議口頭報告：H14.12.24）	「改革と展望」の期間中における対処方針中（民間企業、NPO等の多様な主体の幅広い参画による共助社会の構築） 「社会福祉施設の公設民営やPFIの活用に関する実態調査を行い、平成15年度にその調査結果を地方公共団体に対して周知を行うことにより地方公共団体による多様な公立施設の運営を支援する」との意見を踏まえ、検討すべき
7	商工労働部	中小企業等への金融支援、経営指導のあり方	■県費預託融資制度 ・金融機関と協調して、県内中小企業が必要とする資金を長期・低利で円滑に供給するための融資制度であるが、金融機関等との役割分担を含め、企業が真に必要な資金支援のあり方を検討 ■経営改善普及事業 ・小規模事業者の経営改善の支援のため、商工会、商工会議所、県商工会連合会の経営指導員等(458人)の件費補助を行っている(2,660百万円)。市町村合併に連動する商工会や商工会議所の合併も想定される中、県の関与のあり方を検討	「地方分権改革推進会議ヒアリングディスカッション資料」（構想日本：H14.10.4） 「中小企業政策審議会 小規模企業政策小委員会（とりまとめ）」（H11.9.6）	○4県でモデル的に事務事業の仕分けを行った結果、全ての県で、商工労働分野の80%前後の事業は、民間又は不要に仕分けされ、他の分野に比べ、その比率が圧倒的に多い。 ○経営改善普及事業の実施に当たっては、国と地方自治体の相互の政策の連携が必要であるが、今後は国と地方自治体を対等の政策主体と捉えた上で、基礎的な経営改善普及事業と地域経済の活性化のための事業については、地方分権の流れの中で基本的には地方自治体の事業として地域の自主性に委ねる部分を拡大する方向で検討を進めることが適当である。
8	商工労働部	産業振興施策のあり方	■既存産業の振興策 ・工業技術センター等による技術支援、研究開発補助、地場産業振興補助、販路開拓支援、産学官連携などを行っているが、県の関与のあり方を検討 ■新規産業の創出策 ・新規創業やベンチャー育成について、県の関与のあり方を検討 ■企業誘致の展開 ・企業立地件数が激減する中で、従来からの企業誘致政策の転換が求められており、基礎的自治体も含めた企業誘致戦略の再構築について検討 ■観光産業の振興 ・観光振興における県の役割を明確にするとともに、市町・県観光連盟との役割分担、連携策を検討	「事務・事業のあり方に関する意見」（地方分権改革推進会議：H14.10.30） 「今後の地方自治制度のあり方についての中間報告」（地方制度調査会：H15.4.30）	○中小企業に関する国と地方の役割分担を精査して、国の役割を重点化し、中小企業に係る国の補助金を全国的規模・視点への集中を図るなどにより、地方公共団体に対する補助金の廃止・縮減、一般財源化を図る。 ○東京圏と地方圏の経済格差の是正が引き続き求められる状況も踏まえ、国の経済政策と相まって、ローカルなレベルでの産業、雇用政策が強力に推進される必要があり、都道府県は、そのような役割を積極的に担うべきである。
9	商工労働部	雇用労働施策のあり方	■雇用労働行政の効率的な執行体制 地方事務官制度が廃止され、厚生労働省の地方機関として広島労働局が設置されており、雇用労働行政は、基本的に国が一元的に担うべき業務として整理されている。一方で、雇用対策法の改正により、「地方公共団体は、国の施策と相まって、当該地域の実状に応じ、雇用に関する必要な施策を講ずるよう努めなければならない」とされており、国からの事務の移管も含め、雇用対策・職業安定行政・職業訓練における県の役割、基礎的自治体の関与のあり方を検討	「事務・事業のあり方に関する意見」（地方分権改革推進会議：H14.10.30）	○高齢者、障害者などを対象とした地域性の強い施策を展開する上で必要な職業紹介については、国と地方の二重行政となることのないよう配慮をしながら、都道府県も一定の役割が担うことができる方向で検討を行う。（P20）

分権改革推進プログラムに係る主要論点

項目	分野	内容	関係機関	主な内容
10	農林水産部	農村の土地利用や農業経営に対する関与のあり方	地方分権改革推進会議の地方団体ヒアリングにおける地方三団体からの要望事項	○4haを超える農転許可を都道府県へ移譲（全国知事会） ○農転許可、農振地域指定・開発行為許可を市町へ移譲（全国市長会、全国町村会議） ○農業近代化資金貸付金額の大臣承認の廃止（全国知事会） ○農業委員会の存否を位置規制や交付金で拘束するのではなく、市町村の住民の意思である条例に委ねるべき時期が来ている（地方分権改革推進会議） ○地方公共団体の事務として同化、定着、定型化しているものに係る補助金等、即ち、法施行事務費、公共施設の運営費・設備整備費をはじめとする経常的な事務事業に係る補助負担金は原則として一般財源化を図る（基本方針2003）。
11	農林水産部	産地育成や施設整備に対する関与のあり方	米政策改革大綱（H14.11農林水産省） 生産調整に関する研究会報告（H14.12） 「事務・事業のあり方に関する意見」（地方分権改革推進会議：H14.10.30） 「基本方針2003」「国庫補助負担金等整理合理化方針」	○平成22年度から生産者による自主的な生産調整への移行を目指し、平成16年度から改革に着手（大綱、研究会報告） ○（間接補助に付帯した）推進事業費・推進指導費について、地方公共団体の事務としての同化・定着の状況に応じて廃止・縮減、一般財源化を図るべき（地方分権改革推進会議） ○価格安定制度については、制度全体を通じた国と地方の役割分担の観点に立って検討（同上） ○地方公共団体の事務として同化、定着、定型化しているものに係る補助金等、即ち、法施行事務費、公共施設の運営費・設備整備費をはじめとする経常的な事務事業に係る補助負担金は原則として一般財源化を図る（基本方針2003）
12	農林水産部	農業改良普及事業のあり方	「事務・事業のあり方に関する意見」（地方分権改革推進会議：H14.10.30）	○都道府県の判断に委ねていくべきとの観点に立って、位置規制の廃止ないし大幅緩和、交付金の一般財源化、改良普及手当てのあり方の抜本的見直し等について検討を行うこと、国の役割は技術的支援等に限っていく方向で検討すること（を提言）
13	農林水産部	農林水産業関係の規制・監督行政のあり方	「事務・事業のあり方に関する意見」（地方分権改革推進会議：H14.10.30）	
14	農林水産部	農林水産業関係の基盤整備のあり方	地方分権改革推進会議の中間論点整理（H14.3.28）に対する地方6団体の受け止め等調査 「事務・事業のあり方に関する意見」（地方分権改革推進会議：H14.10.30）	○国の関与は基幹的な作物に限定し、その他の作物については地域が実状に合わせて行う整備を支援する役割にとどめるべき。国営事業もこの観点から整理すべき（地方6団体） ○統合補助金について、事実上都道府県の裁量はなく、従来どおりの箇所づけが行われている（地方6団体） ○農村生活環境整備について住民に身近な社会資本整備に対する国庫補助負担事業の見直しと整合を図りつつ重点化（地方分権改革推進会議）

分権改革推進プログラムに係る主要論点

No.	部会	論点	関係機関	その内容
15	土木建築部	土木建築部関係の基盤整備のあり方 ■道路の整備・管理 - 道路利用者及び地域住民の視点から、今後の整備のあり方を検討 - 円滑な交通、物流の効率化、ライフラインの安定確保の観点から、道路ネットワークの整備・管理のあり方について、国、県、基礎的自治体の役割分担を検討 ■地方港湾の整備・管理 - 地域の交通やまちづくりの観点から、基礎的自治体の総合的な整備・管理への関与のあり方について検討 ■河川、砂防等の整備・管理 - 安全な生活を確保する観点から、河川、海岸、土砂災害防止等の整備・管理のあり方について、国、県、基礎的自治体の役割分担を検討	「事務・事業のあり方に関する意見」（地方分権改革推進会議：H14.10.30） 「地方分権改革推進会議に対する意見」（全国知事会：H14.9.3） 岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例	○社会資本の整備は相当程度進展したとの認識をもって、今後、受益と負担の関係を明確化し、社会資本の管理主体が個別の事業ごとのニーズや費用対効果に基づいて事業の可否を自らの責任において判断し、執行する体制を確立していかなければならない。（P31） ○道路については、市町村道のうちその効果が市町村内にとどまるものへの国庫補助負担事業は原則として廃止・縮減すべき（P47） ○今後の地方港湾の整備に対する国庫補助負担事業は特に重要なものに限定し、その他の地方港湾の事業は、港湾経営の中で、港湾管理者である地方公共団体の自らの責任と財源で実施していく体制を確立する方向で検討すべき（P48） ○河川、砂防、治山、地すべり、海岸等に関する国庫補助負担事業については、…採択基準の引上げ等による対象の重点化を図っていくべきである。…その影響が市町村にとどまる準用河川改修については、より一層、市町村の自主性に委ねていくべき（P47） ○河川については、一級河川の指定について見直した上で、国の事務は一級河川のうち、流域が2以上の都府県の区域にわたり、かつ、その管理について国家的見地から特に広域的調整を必要とするものに限定し、それ以外は地方公共団体の自治事務として管理すべきである。
16	土木建築部	都市・建築行政のあり方 ■許認可事務 - 開発行為の許可、宅地造成事務、建築確認等の許認可のうち、地域の自主性を尊重したまちづくりを進める上で、基礎的自治体への移譲が必要な事務権限について検討 ■県営住宅 - 既存の県営住宅については、民間委託を含めて管理のあり方を検討 - 新たな公営住宅の建設については、地域の自主性の観点から、県の関与のあり方を検討 ■都市公園 - 地域の主体的な管理運営のあり方を検討	「事務・事業のあり方に関する意見」（地方分権改革推進会議：H14.10.30） 「今後の地方自治制度のあり方についての中間報告」（地制調：H15.4.30）など	○都市計画…の在り方については、…制度改正の定着状況等について、地方公共団体からの要望等を踏まえつつ、制度改正から5年以内を目途にフォローアップを行うこととし、その結果に応じて見直しを検討（P38） ○公営住宅については、…改善事業と建設事業との事業費の配分や小規模な改善事業の実施に関して地方公共団体の自主性に委ねていく方向で、国が整備・管理等に関与すべき範囲等を検討すべき（P48） ○都市公園については、…効果が一市町村の範囲内にとどまるものは、…小規模なものから国庫補助事業を廃止・縮減し、大規模な公園や都市の防災上重要な都市公園等に重点化していくことを検討すべき（P48）
17	教育委員会	義務教育の在り方 ■公立の小中学校については、市町村に設置義務があり管理運営を行っているが、学級編成はいわゆる「標準法」に基づき、全国一律に定められるとともに、この基準によって配置した教職員の給与等は県が支出し、その一部を国が負担する制度（義務教育費国庫負担金）となっている。この制度によって、国民誰もが全国どこでも基礎的な資質を培うための義務教育を受けることが可能となっているが、設置管理者と費用負担者が一致していないことも一因となって、小規模校の統廃合が進まず、教育内容面の課題や非効率な学校運営が継続されているケースがある。さらに、少人数指導など地方の主体性に基づいて実施するための条件整備を進める上で、義務教育に要する経費の負担のあり方と本県が多く抱える小規模校の問題を併せて検討する必要がある。	「事務・事業のあり方に関する意見」（地方分権改革推進会議：H14.10.30）	地方の創意工夫を促し、裁量を拡大する観点から、国の負担すべき経費の内容、算定方法等を見直し定額化、交付金化に向けた検討を行うべきである。 その他、国庫負担金の一般財源化、政令指定都市の県費負担教職員制度の見直し、学級編成基準の設定権限の移譲など、広範な議論
18	教育委員会	生涯学習の在り方 ■生涯学習については、地域の個性を生かすために、基礎的自治体や民間の自主的・主体的取組みによって行われるよう、県立の社会教育施設のあり方も含め、県の関与のあり方を検討	「事務・事業のあり方に関する意見」（地方分権改革推進会議：H14.10.30）	生涯学習・社会教育分野においては、地方公共団体や民間の自主的・主体的取組みによって地域の個性が現れるよう、国の関与を極力縮小する方向で見直す。関連する国庫負担事業については、平成15年度から順次縮減する。

分権改革推進に関する主要論点資料

【環境生活部】

■ 環境行政のあり方	3
■ 自然公園・レクリエーション施設 に関する役割分担	9

環境行政の分野における国と地方の役割分担について

地方分権改革推進会議における環境省提出資料（H13.10.15）より

1 役割分担の基本的考え方

- 環境行政の分野においては、国と地方が相互に協力し、補いながら、施策を推進している。

2 公害規制分野における役割分担

- 戦後、我が国が経済復興を遂げ、高度成長をしていく過程で、日本全国で激甚な大気汚染や水質汚濁等の公害が発生し、大都市・工業地域を中心として広範囲に多くの被害者を生じさせた。

このため、昭和 40 年代に大気汚染防止法や水質汚濁防止法といった公害防止のための規制制度が整備された。

- これらの法律により、汚染物質を排出する施設に対し、届出（事前の変更命令）及び国の定める基準の遵守（違反者には直罰・改善命令）を求める体制が確立され、激甚な公害に対する対策を効果的に推進していくことが可能となった。

- これらの法律における国と地方の役割分担の概要は以下のとおり。

- ・ 国は、基本的かつ多くの地域における対応を図るため、
 - (1) 都道府県等が行う大気汚染や水質汚濁等の状況の常時監視の結果の報告を受けて、全国の環境の状況を把握
 - (2) 環境の状況を分析検討して制度と規制基準を設定。
- ・ 地方公共団体（都道府県等）は、
 - (1) 規制対象施設に対する規制（届出受理・審査、規制基準の確認）を実施。

- (2) 国の設定する統一的な規制基準によっては地域の環境が守られない場合には上乗せ規制基準を設定（自治事務）

・ 以上が基本的な国と地方の役割分担の枠組みであるが、公害による健康被害等を防止するため緊急の必要がある場合は、国が直接立入検査等を実施。

- 公害規制分野においては上記のような国と地方公共団体の連携協力により、効果的な施策の推進が図られている。

3 廃棄物処理、自然公園管理等における役割分担

- その他、廃棄物処理や自然公園管理などの分野についても、公害規制分野とはそれぞれ状況が異なるものの、生活環境、自然環境等を効果的に保全するため、国が基本的かつ多くの地域に適用される制度を構築し、これを国と地方公共団体が各分野に応じた適切な役割分担により実施し、両者が連携協力することにより効果的な施策の推進が図られている。

- 廃棄物処理の分野については、
 - ・ 国が制度を構築し、基本方針を策定するとともに、処理基準を設定。
 - ・ 都道府県が廃棄物処理計画を策定するとともに、一般廃棄物処理施設の許可・指導監督（自治事務）及び産業廃棄物処理業・施設の許可・指導監督（法定受託事務）を実施
 - ・ 市町村が一般廃棄物の処理及び一般廃棄物処理業の許可・指導監督を実施。という役割分担となっている。

ただし、地方分権推進委員会第四次勧告（平成9年10月9日）においては、「国の責任の下で廃棄物の適正処理と施設の円滑な設置を可能とする仕組みの構築に向けて、国は問題解決の前線に率先して立ち、率先して解決処理に当たるなど、国の役割や責任の強化を内容とする抜本的な制度改正が不可避であるように思われる」といった指摘がされ、その後の地方分権推進委員会の意見及び最終報告においても同様の指摘がなされている。

- 自然公園管理の分野（自然公園法）においては、国立公園（我が国の風景を代表するに足る傑出した自然の風景地）については、原則として国が直接事務を執行している。

国立公園（国立公園に準ずるすぐれた自然の風景地）については、国が公園の指定及び公園計画（公園の保護・利用のための基本的な計画）の決定を行い、都道府県が具体的な施設整備の決定や行為許可等を行っている。

- 原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域（国立公園のように保護及び利用を目的とするのではなく、もっぱら貴重な自然環境を保全することを目的とする地域。自然環境保全法に基づく。）の保全については、地域指定、保全計画の決定、行為許可等の事務を一貫して国が直接執行している。
- 希少野生生物の保護（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく。）についても、希少種や生息地等の指定、保護増殖事業計画の策定、捕獲や開発行為の許可等の事務を国が直接執行している。

- 野生鳥獣の保護・管理（鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律に基づく。）についても、国として鳥獣保護事業計画に関する基準を定めるほか、国設鳥獣保護区の設定、特に保護繁殖を図る必要のある鳥獣の捕獲許可等の事務を直接執行している。

一方、都道府県は、国の基準に従って鳥獣保護事業計画を策定するほか、必要に応じて特定鳥獣保護管理計画を策定するとともに、都道府県設鳥獣保護区の設定、国の権限とならない鳥獣の捕獲許可、狩猟免許等の事務を執行している。

分権改革推進に関する主要課題

【分野：環境】

【分野・環境】

No	主要課題	事務事業の概要	主な論点								
1	環境行政の在り方	■環境行政（主に環境保全行政）の態様 <table><thead><tr><th>区 分</th><th>事 務</th></tr></thead><tbody><tr><td>許認可・届出受理</td><td> ← 営業 施設 → ◎産業廃棄物処理業許可 ○フロン回収業者等登録 ○廃棄物再生事業者登録 ◎浄化槽保守点検業者登録 ◎大気汚染防止法等の届出 ◎水質関係特定施設設置許可・届出 □騒音・振動・悪臭関係施設届出 ◎廃棄物処理施設許可・届出 ○ダイオキシン類関係特定施設届出 </td></tr><tr><td>公害監視 排出規制</td><td> ← 広域 地域限定・施設・事業場 → ○県計画等の策定 ◎大気汚染常時監視 ○大気汚染予報・緊急通報 ◎水質汚濁常時監視 ◎ダイオキシン類常時監視 ○不法投棄対策 ◎工場・事業場排水水質規制 ◎ばい煙等排出規制 ◎廃棄物処理施設立入調査 □騒音・振動・悪臭規制 ◎浄化槽適正管理 </td></tr><tr><td>その他</td><td> ← 広域 地域限定・住民密着 → ○上乗せ基準等の設定 ○公害防止計画策定 ○規制地域の指定 ○公害紛争処理・苦情処理（広域） ○省資源・省エネルギー普及啓発 ○環境影響評価の審査・指導 □苦情処理 ○□公害防止協定の締結 </td></tr></tbody></table> 凡例：○県の事務，◎県と政令市等の事務，□市町村（政令市等含む）の事務 （広島市，福山市，呉市）	区 分	事 務	許認可・届出受理	← 営業 施設 → ◎産業廃棄物処理業許可 ○フロン回収業者等登録 ○廃棄物再生事業者登録 ◎浄化槽保守点検業者登録 ◎大気汚染防止法等の届出 ◎水質関係特定施設設置許可・届出 □騒音・振動・悪臭関係施設届出 ◎廃棄物処理施設許可・届出 ○ダイオキシン類関係特定施設届出	公害監視 排出規制	← 広域 地域限定・施設・事業場 → ○県計画等の策定 ◎大気汚染常時監視 ○大気汚染予報・緊急通報 ◎水質汚濁常時監視 ◎ダイオキシン類常時監視 ○不法投棄対策 ◎工場・事業場排水水質規制 ◎ばい煙等排出規制 ◎廃棄物処理施設立入調査 □騒音・振動・悪臭規制 ◎浄化槽適正管理	その他	← 広域 地域限定・住民密着 → ○上乗せ基準等の設定 ○公害防止計画策定 ○規制地域の指定 ○公害紛争処理・苦情処理（広域） ○省資源・省エネルギー普及啓発 ○環境影響評価の審査・指導 □苦情処理 ○□公害防止協定の締結	■環境行政は広域にわたるものとして，県が多くの役割を担っているが，施設，事業場を対象にする事務や生活排水対策など地域限定的な事務もあり，県と基礎的自治体との役割分担を再整理し，住民に密着した事務については基礎的自治体への事務移譲及び国への制度見直しの要望等を検討する。
区 分	事 務										
許認可・届出受理	← 営業 施設 → ◎産業廃棄物処理業許可 ○フロン回収業者等登録 ○廃棄物再生事業者登録 ◎浄化槽保守点検業者登録 ◎大気汚染防止法等の届出 ◎水質関係特定施設設置許可・届出 □騒音・振動・悪臭関係施設届出 ◎廃棄物処理施設許可・届出 ○ダイオキシン類関係特定施設届出										
公害監視 排出規制	← 広域 地域限定・施設・事業場 → ○県計画等の策定 ◎大気汚染常時監視 ○大気汚染予報・緊急通報 ◎水質汚濁常時監視 ◎ダイオキシン類常時監視 ○不法投棄対策 ◎工場・事業場排水水質規制 ◎ばい煙等排出規制 ◎廃棄物処理施設立入調査 □騒音・振動・悪臭規制 ◎浄化槽適正管理										
その他	← 広域 地域限定・住民密着 → ○上乗せ基準等の設定 ○公害防止計画策定 ○規制地域の指定 ○公害紛争処理・苦情処理（広域） ○省資源・省エネルギー普及啓発 ○環境影響評価の審査・指導 □苦情処理 ○□公害防止協定の締結										

環境関係主要法令と主な事務の役割分担

NO. 1

法令名	主 な 事 務	役 割 分 担				
		国	県		市町村	
			本庁	地域 事務所	政令市等	その他 市町村
大気汚染防止法	ばい煙発生基準の設定	○	△			
	ばい煙削減計画に基づく総量規制基準の設定		○			
	ばい煙発生施設設置届出受理			○	○※	
	ばい煙発生施設に係る改善命令等			○	○※	
	ばい煙量の測定					
	粉じん排出基準の設定	○	△			
	粉じん発生施設設置届出受理			○	○※	
	粉じん発生施設に係る改善命令等			○	○※	
	ばい煙発生施設等の立入検査・報告徴収			○	○※	
	大気汚染状況の常時監視(大気汚染モニタリング)		○		○	
	大気汚染に関する緊急時の措置(大気汚染予報、緊急通報)		○			
						○
瀬戸内海環境保全特別措置法	瀬戸内海環境保全基本計画の策定	○				
	瀬戸内海環境保全府県計画の策定		○			
	特定施設の設置等許可		○		広島・福山	
	無許可設置等に対する措置命令		○		広島・福山	
	自然海浜保全地区の指定		○			
水質汚濁防止法	工場・事業場からの排水基準の設定	○				
	上乗せ排水基準の設定		○			
	総量削減基本方針の策定	○				
	総量削減計画の策定及び総量規制基準の設定		○			
	特定施設の設置等届出受理			○	○	
	特定施設等に対する改善命令等			○	○	
	排出水の汚染状態の測定等					
	事故時の措置命令			○	○	
	生活排水処理施設の整備等				○	○
	水質の汚濁状況の監視(水質モニタリング)		○		○	
騒音規制法	特定事業場に対する立入検査・報告徴収			○	○	
	地域の指定・規制基準の設定		○			
	特定施設の設置届出受理等				○	○
	特定建設作業の届出受理等				○	○
振動規制法	騒音の測定				○	○
	地域の指定・規制基準の設定		○			
	特定施設の設置届出受理等				○	○
	特定建設作業の届出受理等				○	○
悪臭防止法	振動の測定				○	○
	地域の指定・規制基準の設定		○			
	改善勧告及び改善命令				○	○
	悪臭の測定				○	○

政令市等～広島市、福山市、呉市

政令市等の※は、呉市の工場に係るものを除く

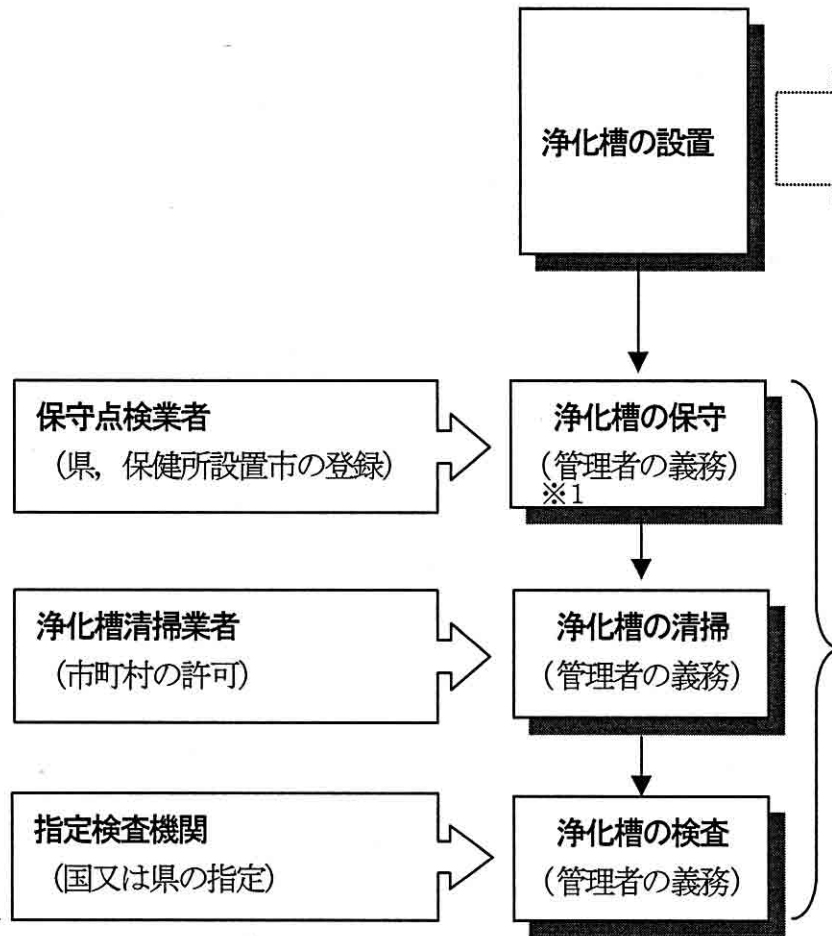
県の△印は、県で上乗せ基準を設定できるもの

法令名	主 な 事 務	役 割 分 担				
		国	県		市町村	
			本庁	地域 事務所	政令市等	その他 市町村
ダイオキシン類対策特別措置法	常時監視の実施		○		○	
	総量規制基準の設定・対策地域の指定		○		○	
	特定施設設置届出受理			○		
	調査測定, 土壌等の採取			○		
	特定施設設置者からの報告徴収・立入検査			○		
特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律	第一種フロン類回収業の登録申請受付		○(登録)	○(受付)		
	第二種特定製品引取業の登録申請受付 等		○(登録)	○(受付)	広島市	
	第二種フロン類回収業の登録申請受付 等		○(登録)	○(受付)	広島市	
	上記に係る指導, 助言, 勧告, 立入検査 等			○	広島市	
	フロン類破壊業者の許可	○				
土壌汚染対策法	指定地域の指定		○			
	土壌調査					○
	土壌調査結果報告の受理等			○	○	
	土地の形質変更届出受理等			○	○	
	上記に係る報告命令, 立入検査 等			○	○	
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律	化学物質管理指針の策定	○				
	第一種指定化学物質排出量等の届出受付		○	○	広島・福山	
特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	公害防止統括者等選任の届出受理			○		
	上記の職務の実施状況の報告徴収, 立入検査等			○		
広島県公害防止条例	ばい煙関係特定施設の届出受理等			○	○	
	粉じん関係特定施設の届出受理等			○	○	
	汚水関係特定施設の届出受理等			○	○	
	上記に係る報告徴収, 勧告, 命令, 立入調査 等			○	○	
	騒音関係特定施設の届出受理等				○	○
	悪臭関係特定施設の届出受理等				○	○
	上記に係る報告徴収, 勧告, 命令, 立入検査 等				○	○
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物処理施設整備計画の策定	○				
	都道府県廃棄物処理計画の策定		○			
	多量排出事業者の処理計画策定(実績報告)		○	○		
	一般廃棄物処理計画の策定				○	○
	一般廃棄物収集, 運搬, 処理				○	○
	一般廃棄物収集, 運搬業の許可				○	○
	一般廃棄物処分業の許可				○	○
	一般廃棄物処理施設の設置許可			○	○	
	一般廃棄物処理施設の検査, 命令 等			○	○	
	産業廃棄物の適正処理					
	産業廃棄物収集, 運搬業の許可		○	○	○	
	産業廃棄物処分業の許可			○	○	
	産業廃棄物処理業の変更等届受理		○	○	○	

法 令 名	主 な 事 務	役 割 分 担					
		国	県		市町村		事業者 設置者
			本庁	地域 事務所	政令市等	その他 市町村	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	産業廃棄物排出事業者、処理業者からの報告徴収、立入検査 等		○	○	○		
	産業廃棄物処理施設設置の許可			○	○		
	産業廃棄物処理施設の軽微変更等届出受理			○	○		
	産業廃棄物処理施設の立入検査、命令 等			○	○		
	廃棄物再生事業者の登録	○	○				
租税特別措置法	特定災害防止準備金(最終処分災害防止費用)見積額等の認定			○			
地価税法	廃棄物処理施設の用に供されている土地の証明書交付			○			
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進 に関する特別措置法	PCBの処理						○
	PCB廃棄物処理計画の策定		○				
	PCBの保管・処分の届出受付・公表			○	○		
	PCBの適正な処理に関する指導、助言、命令、報告徴収		○	○	○		
浄化槽法	浄化槽に関する基準の設定、型式認定	○					
	浄化槽の設置等の届出受理			○	○		
	浄化槽の維持管理						○
	浄化槽保守点検等に係る指導、命令、報告徴収、立入検査			○	○		
	浄化槽清掃業の許可				○	○	
広島県浄化槽保守点検業者の登録に関する条 例	浄化槽保守点検業者への指示、報告徴収、立入検査		○	○	□		
	浄化槽保守点検業者の登録		○	○	□		
	点検業務受託状況報告書受理		○	○	□		

政令市等の□は、市条例によるもの

1 浄化槽設置に係る事務



2 浄化槽設置費用に対する助成

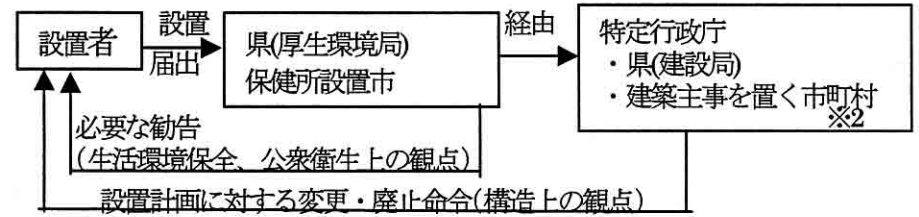
(例)個人設置型浄化槽に対する助成の場合

・基本的には、市町村が費用の40%を助成（うち、国が1/3、県が1/3(原則)）

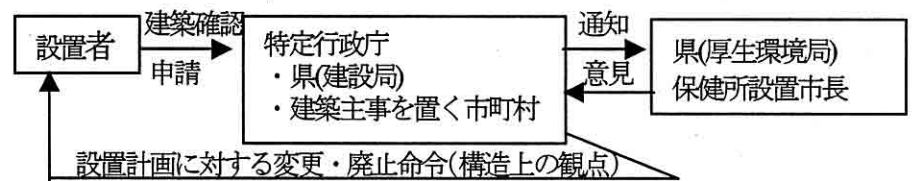
住民60%	国 13%	県 13%	市町村 14%
-------	----------	----------	------------

《設置届出の現行ルート》

①建築確認が不要の場合【浄化槽法】



②建築確認が必要な場合【建築基準法、浄化槽法】



《保守点検、清掃についての改善命令等》

①県(厚生環境局)又は保健所設置市は、生活環境の保全、公衆衛生上必要がある場合、浄化槽管理者、保守点検業者等に指導、勧告等を行うことができる。

②適切に浄化槽の保守点検や清掃を行っていない場合、改善措置や浄化槽の使用停止を命ずることができる。

《報告徴収、立入検査等》

①県(厚生環境局)又は保健所設置市は、浄化槽の保守点検、清掃又はその業務に関し、浄化槽管理者、保守点検業者等に報告させることができる。

②必要な場合、浄化槽のある土地、建物、施設又は保守点検業者等の事務所等の立入検査を行うことができる。

※指導、報告徴収、立入検査等のH14年度実績2,405件(県関係)

※1 浄化槽の管理者：浄化槽の所有者又は占有者で権限を有する者

※2 建築主事を置く市町村：広島市、福山市、呉市、尾道市、三原市、東広島市、廿日市市の7市

産業廃棄物収集運搬業の許可

産業廃棄物の収集・運搬を業として行うものは、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けなければならない。

許可権限は、県知事及び政令市（広島市、呉市、福山市）が有しており、産業廃棄物の積降し場所それぞれについて、その場所を管轄する許可権者の許可が必要となる。（右図参照）

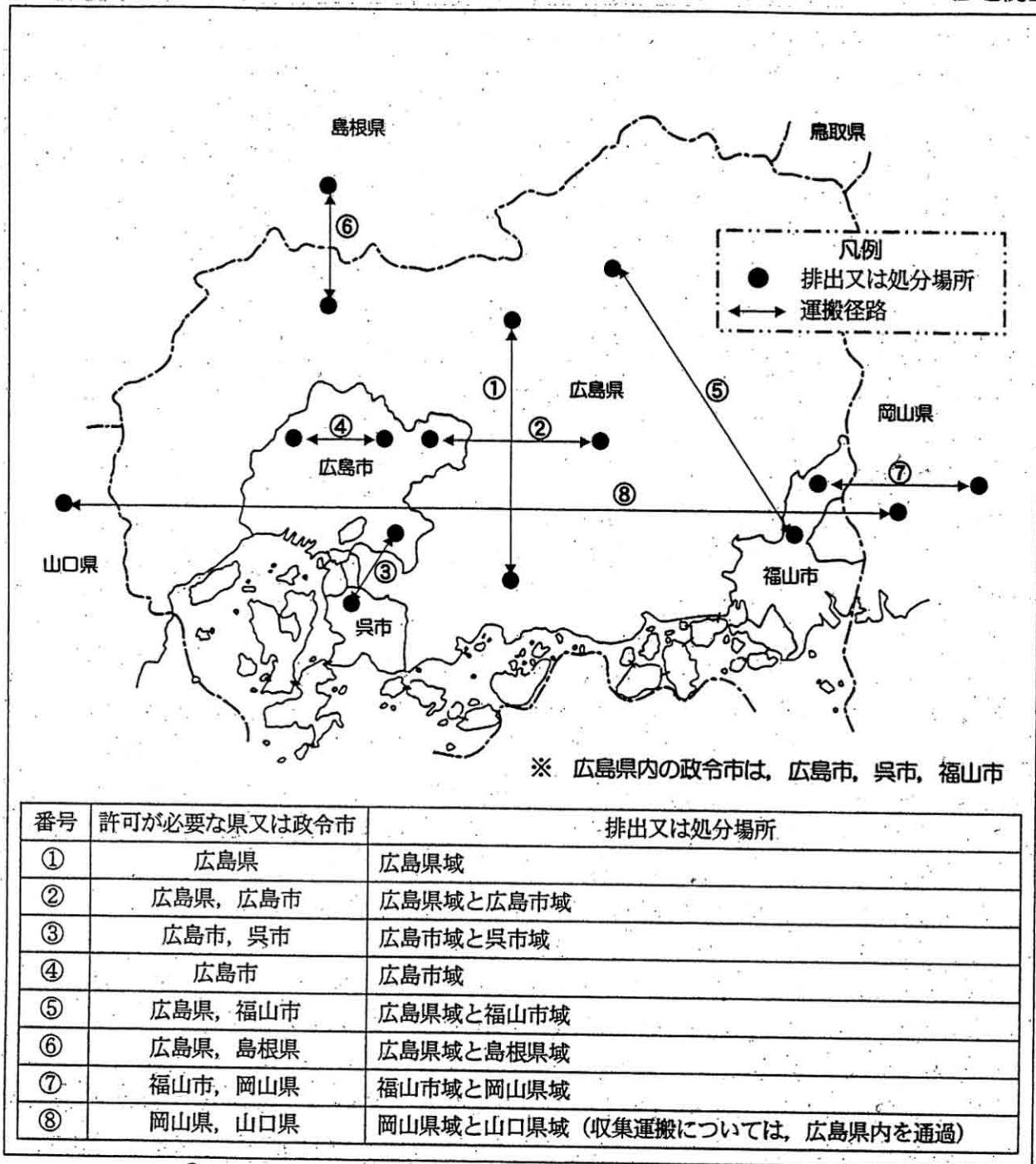
現行法上の役割分担に対するメリット・デメリット

【メリット】

積降しのそれぞれの場所において、身近な許可権者の指導監督を行う方が、実態に即した指導監督が行える。住民の苦情対応等も容易。

【デメリット】

一業者が、二つの許可を要する場合があります。業者にとっても行政にとっても非効率である。又、積み込み・運搬・積降しといった一連行為をとらえた指導監督ができにくい。

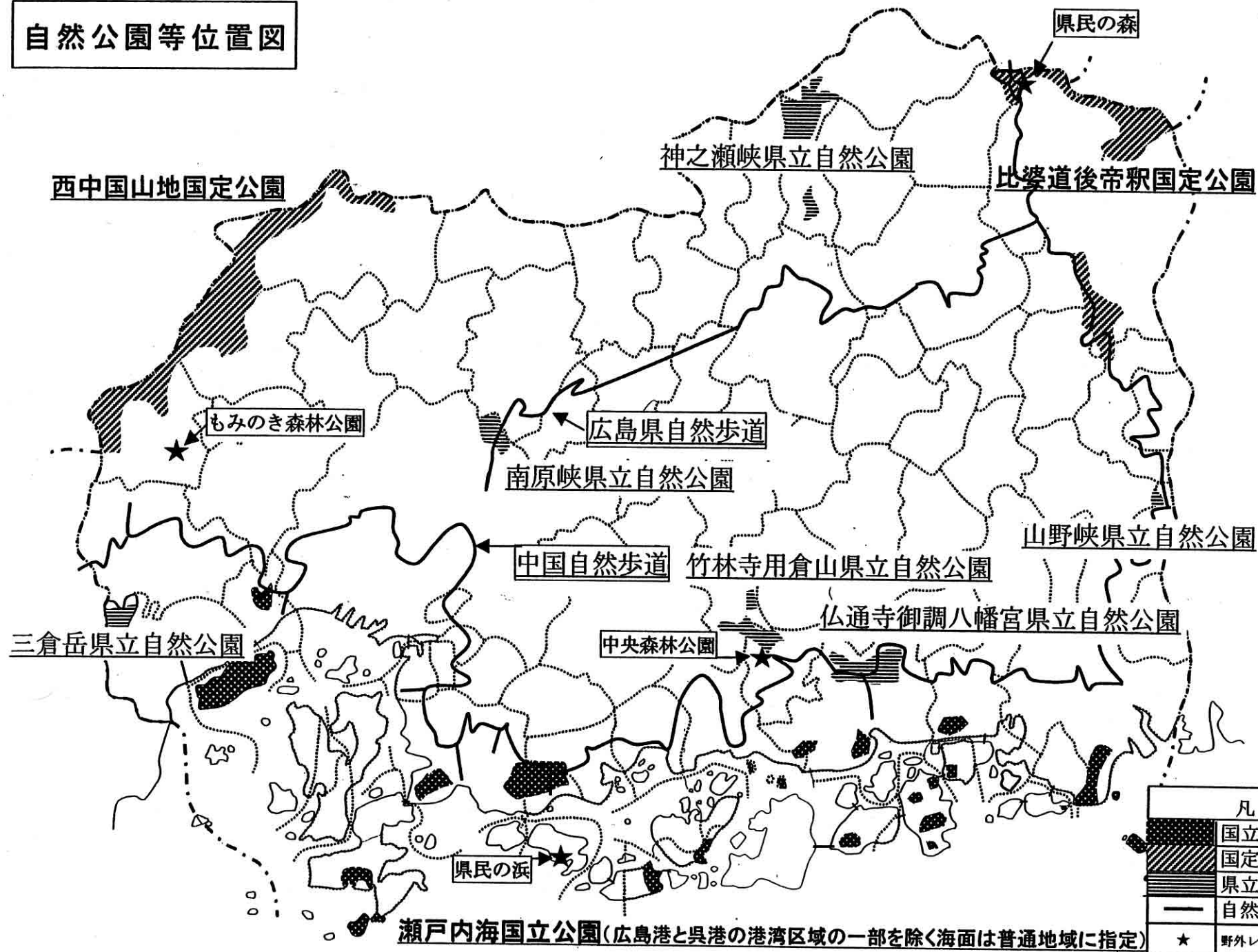


分権改革推進に関する主要課題

【分野：環境】

No	主要課題	事 務 事 業 の 概 要	主 な 論 点																																																	
2	自然公園・レクリエーション施設に関する役割分担	■自然公園法に基づく役割分担 <table><thead><tr><th colspan="2">事 務</th><th>国立公園</th><th>国定公園</th><th>県立自然公園</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="2">公園の指定</td><td>国</td><td>国</td><td>県</td></tr><tr><td colspan="2">公園計画の決定 〔保護利用のための規制, 施設に関する計画〕</td><td>国</td><td>国</td><td>県</td></tr><tr><td rowspan="2">公園事業 〔保護利用施設, 宿泊施設, レクリエーション施設 等〕</td><td>事業決定</td><td>国</td><td>県</td><td>県</td></tr><tr><td>事業執行</td><td>国 県・市町村 (国の同意要す)</td><td>県 市町村 (県の同意要す)</td><td>県 市町村 (県の同意要す)</td></tr><tr><td colspan="2">行為の許可 〔木竹の伐採, 土地形状変更, 工作物新築等の許可〕</td><td>国</td><td>県</td><td>県</td></tr></tbody></table> ■具体的な公園事業等 - 施設整備 歩道, 園地, 野営場の整備, 修景緑化等の事業……基本的には県直営 - 維持管理・運営 <table><thead><tr><th>施 設</th><th>維持管理・運営形態</th></tr></thead><tbody><tr><td>県民の森</td><td>財団へ管理委託 (使用料は県収入)</td></tr><tr><td>もみのき森林公園</td><td>財団へ管理委託 (収益施設は利用料金制, その他は県負担)</td></tr><tr><td>県民の浜</td><td>蒲刈町へ事務委託 (非収益施設は県負担)</td></tr><tr><td>中央森林公園</td><td>財団及び三セクへ管理委託 (一部収益施設は利用料金制, その他は県負担)</td></tr><tr><td>牛小屋高原キャンプ場</td><td>戸河内町へ管理委託 (収益施設は利用料金制, その他は県負担)</td></tr><tr><td>帝釈峡野営場</td><td>財団へ管理委託 (収益施設は利用料金制, その他は県負担)</td></tr><tr><td>その他の自然公園施設</td><td>市町村等に管理委託</td></tr><tr><td>県自然歩道</td><td>市町村等に管理委託</td></tr><tr><td>中国自然歩道</td><td>市町村等に管理委託</td></tr></tbody></table>	事 務		国立公園	国定公園	県立自然公園	公園の指定		国	国	県	公園計画の決定 〔保護利用のための規制, 施設に関する計画〕		国	国	県	公園事業 〔保護利用施設, 宿泊施設, レクリエーション施設 等〕	事業決定	国	県	県	事業執行	国 県・市町村 (国の同意要す)	県 市町村 (県の同意要す)	県 市町村 (県の同意要す)	行為の許可 〔木竹の伐採, 土地形状変更, 工作物新築等の許可〕		国	県	県	施 設	維持管理・運営形態	県民の森	財団へ管理委託 (使用料は県収入)	もみのき森林公園	財団へ管理委託 (収益施設は利用料金制, その他は県負担)	県民の浜	蒲刈町へ事務委託 (非収益施設は県負担)	中央森林公園	財団及び三セクへ管理委託 (一部収益施設は利用料金制, その他は県負担)	牛小屋高原キャンプ場	戸河内町へ管理委託 (収益施設は利用料金制, その他は県負担)	帝釈峡野営場	財団へ管理委託 (収益施設は利用料金制, その他は県負担)	その他の自然公園施設	市町村等に管理委託	県自然歩道	市町村等に管理委託	中国自然歩道	市町村等に管理委託	■地域の指定や公園計画の策定等, 広域的視点で行う必要のある事務もあるが, 個別の公園事業や行為の許可については, 市町村の区域内で完結するものがある。市町村等への管理・事務委託により地域における管理運営が定着している施設については, 県と基礎的自治体との役割分担を再整理し, 施設の譲渡も含めて, 基礎的自治体への事務移譲, 国への制度見直しの要望等を検討する。
事 務		国立公園	国定公園	県立自然公園																																																
公園の指定		国	国	県																																																
公園計画の決定 〔保護利用のための規制, 施設に関する計画〕		国	国	県																																																
公園事業 〔保護利用施設, 宿泊施設, レクリエーション施設 等〕	事業決定	国	県	県																																																
	事業執行	国 県・市町村 (国の同意要す)	県 市町村 (県の同意要す)	県 市町村 (県の同意要す)																																																
行為の許可 〔木竹の伐採, 土地形状変更, 工作物新築等の許可〕		国	県	県																																																
施 設	維持管理・運営形態																																																			
県民の森	財団へ管理委託 (使用料は県収入)																																																			
もみのき森林公園	財団へ管理委託 (収益施設は利用料金制, その他は県負担)																																																			
県民の浜	蒲刈町へ事務委託 (非収益施設は県負担)																																																			
中央森林公園	財団及び三セクへ管理委託 (一部収益施設は利用料金制, その他は県負担)																																																			
牛小屋高原キャンプ場	戸河内町へ管理委託 (収益施設は利用料金制, その他は県負担)																																																			
帝釈峡野営場	財団へ管理委託 (収益施設は利用料金制, その他は県負担)																																																			
その他の自然公園施設	市町村等に管理委託																																																			
県自然歩道	市町村等に管理委託																																																			
中国自然歩道	市町村等に管理委託																																																			

自然公園等位置図



野 外 レ ク リ エ ー シ ョ ン 施 設 の 概 要

名 称	中 央 森 林 公 園				県 民 の 森				県 民 の 浜				も み の き 森 林 公 園			
位 置	豊田郡本郷町上北方				比婆郡西城町				安芸郡蒲刈町				佐伯郡吉和村(3/1～廿日市市吉和)			
整備時期	昭和61年度～				昭和43年度～				昭和56年度～				昭和55年度～			
面積	270ha				1,164ha				23ha				400ha			
供用開始日	平成5年10月18日 平成14年4月15日(拡充施設)				昭和46年7月(スキー場昭和52年12月)				昭和61年7月(海水浴場)昭和63年7月(宿泊所)				昭和59年7月22日			
営業期間	通年				通年				通年				通年			
主要施設	公園センター(協会所有)、日本庭園、駐車場、サイクリングロード、森林学習展示館、バーベキュー広場、多目的広場、ピクニック広場、拡充施設(西洋式庭園)				拡充施設(多目的ホール棟、セミナーハウス、コテージ、テニスコート)				公園センター(H7)、スキー場、キャンプ場、リフト、ロープ塔、中央広場、多目的施設、体育館				海浜、ビーチハウス、桟敷、運動広場、テニスコート、宿泊研修棟、駐車場			
管理委託先	(財)中央森林公園協会				広島エアポートビレッジ開発(株)				(財)比婆山地域開発公社				蒲刈町			
管理体制	管理委託制				利用料金制				管理委託制				事務委託			
利用者数	H10	258千人	H13	243千人	H10	230千人	H13	202千人	H10	87千人	H13	106千人	H10	271千人	H13	218千人
	H11	252千人	H14	285千人	H11	210千人	H14	174千人	H11	111千人	H14	97千人	H11	252千人	H14	203千人
	H12	221千人			H12	198千人			H12	130千人			H12	243千人		

自然公園施設の概要

名 称	牛小屋高原エコロジーキャンプ場				帝釈峡野営場			
位置	山県郡戸河内町				比婆郡東城町			
整備時期	平成8年度～平成12年度				平成5年度～平成8年度			
面積	35ha				21ha			
供用開始日	平成13年7月20日				平成8年8月1日			
営業期間	4月下旬～11月上旬				コテージ(通年); キャンプ場(4月1日～11月末)			
主要施設	キャンプセンター1棟, ケビン5棟, オートキャンプサイト31区画, 区画サイト4区画, フリーサイト1, 400m ³ , 公共下水道等				コテージ20戸, オートキャンプサイト42サイト, レンタルサイト16サイト, 多目的ホール			
管理委託先	戸河内町				(財)休暇村協会			
管理体制	利用料金制				利用料金制			
利用者数	H10	-	H13	2千人	H10	89千人	H13	79千人
	H11	-	H14	2千人	H11	85千人	H14	75千人
	H12	-			H12	83千人		

その他の自然公園施設の概要

名称	極楽寺山	野呂山	帝釈峽	聖湖	山野峽	仏通寺	御調八幡	細見谷	牛小屋高原
位置	廿日市市	川尻町 他	東城町	芸北町	福山市 他	三原市	三原市	廿日市市	戸河内町
整備時期	S39~	S41~	S35~	S36~	S42~	S46~	S51~	S50~	S45~
営業期間	通年 キャンプ場 は4~11月	通年	通年	通年 キャンプ場 は4~11月	通年	通年	通年	通年	通年
主要施設	キャンプ場 道路 園地	キャンプ場 道路・広場 園地 駐車場	道路 広場 園地 駐車場 多目的ホール	キャンプ場 道路 広場 園地 駐車場	キャンプ場 道路 園地 駐車場	キャンプ場 道路 駐車場	キャンプ場 道路 駐車場	キャンプ場	道路 広場 園地 駐車場
管理体制	管理委託制	管理委託制 一部利用料 金制	管理委託制	管理委託制	管理委託制	管理委託制	管理委託制	管理委託制	管理委託制

その他の公園等 (注：() 内は主な施設)

瀬戸内海国立公園：宮島公園（園地，歩道），包が浦（休憩所，トイレ），火山（歩道，トイレ），休山（展望所，休憩所），
神峰山（駐車場，トイレ），黒滝山（休憩所，トイレ），筆影山（展望台，トイレ），大浜崎（キャンプ場，休憩所），
青影山（歩道），因島公園（道路，歩道），観音山（休憩所，歩道），高見山（展望所，園地），後山（休憩所，園地），
阿伏免（展望台，園地），仙酔島（休憩所，園地）

比婆道後帝釈国定公園：道後山（キャンプ場，休憩所），上帝釈峽（橋梁，駐車場）

西中国山地国定公園：三段峽（橋梁，休憩所），冠高原（歩道，トイレ）

県立自然公園：南原峽（キャンプ場，園地），三倉岳（キャンプ場，歩道），竹林寺（キャンプ場，園地）

広島県自然歩道：125km（案内標識，階段）

中国自然歩道：425km（案内標識，階段）

分権改革推進に関する主要論点資料

【福祉保健部】

■ 福祉事務所業務の町への移管	1
■ 保健所業務の市などへの移管	2
■ 児童相談業務等のあり方	3
■ 社会福祉施設における行政と 民間の役割分担	4

分権改革推進に関する主要論点

【分野：福祉保健部】

No	主 要 課 題	事 務 事 業 の 概 要 (現 状)	論 点 の 内 容 ・ ポ イ ン ト
3	福祉事務所業務の町への移管	■ 市は福祉事務所を設置することが義務付けられている。【社会福祉法】 ■ 県は、福祉事務所を設置しない町村部の区域を所管するため、福祉事務所を設置している。(県内7地域事務所を設置) ■ 福祉事務所の主な業務として、 ① 生活保護の決定、実施、 ② 助産施設及び母子生活支援施設への入所措置、 ③ 児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当等の認定、支給 等 ※ なお、町村においても、条例により設置することが可能であるとともに、一部事務組合や広域連合による共同設置も可能となっている。 【別紙参考資料P1～3を参照】	■ 福祉事務所は、個人給付から相談・指導まで、住民生活に最も密接に関係する事務を担っている。 ■ 住民の生活に密接な福祉に関する事務については、住民の実情を最も把握し得る身近な市や町でできるだけ一体的に行うほうが住民の利便性等の観点からも効率的かつ効果的ではないか。 ■ 社会福祉法上、町村において任意に福祉事務所を設置することが規定されていることから、できるだけ市町村に設置されることが望ましいと考えられるのではないかと。 ■ 町において福祉事務所を設置しない場合には、例えば、県の所管する町村に係る事務事業について、中心となる市への事務委託について、検討することも必要ではないか。

No	主 要 課 題	事 務 事 業 の 概 要 (現 状)	論 点 の 内 容 ・ ポ イ ン ト
4	保健所業務の市などへの移管	■ 県、政令指定都市、中核市、その他政令で定める市が保健所を設置することとなっている。【地域保健法】 ■ 本県では、広島市（指定都市）、福山市（中核市）呉市（政令で定める市）で保健所を設置済み。 ■ 県保健所は、上記3市区域以外の市町村区域を所管（県内7保健所を設置） ■ 保健所の主な業務として、 ① 人口動態統計その他地域保健に係る統計、 ② 栄養改善及び食品衛生に関する事項、 ③ 水道に関する事項、 ④ 医事、薬事に関する事項、 ⑤ 精神保健に関する事項、 ⑥ エイズ、結核、伝染病その他の疾病に関する事項 等 市町村（保健センター） ・老人保健（健康診査等） ・母子保健（乳幼児検診等） ・一般栄養指導、栄養相談 ・予防接種、結核予防 等 政令指定都市・中核市等 （保健センター） ・老人保健（健康診査等） ・母子保健（乳幼児検診等） ・一般栄養指導、栄養相談 ・予防接種、結核予防 等 （市保健所） ・母子保健（未熟児指導等） ・給食施設等の指導監督 ・伝染病等感染症予防 ・難病対策 ・食品衛生施設等の監視指導 ・旅館、公衆浴場等生活環境衛生施設等の監視指導 ※病院の指導監督 ※薬局の指導監督 等 市町村の住民・事業者 政令指定都市・中核市等の住民・事業者	■ 保健所業務は、保健から医療、生活衛生、食品衛生分野など幅広い分野において、個人給付サービスから規制行政まで幅広い事務を担っているが、本来、住民の生命の安全や公衆衛生の向上に資するものであり、その区域内で完結するものについては、身近な基礎的自治体で行うほうが効果的ではないか。 ■ 一方で、住民生活に密接に関係する監視指導業務などの一部を市または町へ移譲した場合には、危機発生時に保健所が迅速かつ的確な危機管理機能を一体的に果たすことが可能かという視点での検討も必要ではないか。 ■ 現在、国の基本方針では、人口30万人以上の市については、保健所設置を要請しているが、30万人未満の市や広域連合、一部事務組合についても任意に保健所が設置できるよう検討するべきではないか。 ■ 保健所設置が困難な場合、例えば、最寄りの保健所設置市へ県の所管する市町に係る事務事業を委託することも検討する必要があるのではないか。

注）※印等一部の事務については、保健所設置市についても県が所管

【別紙参考資料P4～8を参照】

No	主 要 課 題	事 務 事 業 の 概 要 （ 現 状 ）	論 点 の 内 容 ・ ポ イ ン ト								
5	児童相談業務等のあり方	【児童相談所設置の状況】 ■ 児童相談所は、県及び政令指定都市に設置することとなっている。【児童福祉法】 ■ 県児童相談所は、広島市を除く市町村を所管するため、中央（広島市）、福山、三次の3児童相談所を設置 ■ 児童相談所の主な業務として、 ① 児童に関する各般の問題につき、家庭その他からの相談への対応、 ② 児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定 ③ 児童及びその保護者につき、調査又は判定に基づいて必要な指導 ④ 児童の一時保護 等 【福祉関係相談員等の状況】 ■ 住民に対し、福祉関係各種の相談・助言を行うため、関係法令等により、相談員等を国や県（一部市）で設置または委嘱している。 ■ 主な相談員等の種類 ・ 民生委員児童委員の設置【根拠：民生委員法、児童福祉法】 ・ 身体障害者相談員の設置【根拠：身体障害者福祉法】 ・ 知的障害者相談員の設置【根拠：知的障害者福祉法】 ・ 母子自立支援員の設置【根拠：母子及び寡婦福祉法】 ・ 婦人相談員の設置【根拠：売春防止法】 国、県、市町村の役割分担 <table><tr><td>国</td><td>・ 民生委員の定数基準の設定、民生委員の委嘱</td></tr><tr><td>県 （政令市・中核市を含む）</td><td>○児童相談所の設置運営（県、政令指定都市のみ） ・ 民生委員の定数決定、民生委員の指揮監督等 ・ 身体障害者相談員、知的障害者相談員の委嘱 ・ 母子自立支援員の設置 ・ 婦人相談員の設置（政令市・中核市は任意設置）</td></tr><tr><td>一般市</td><td>・ 民生委員の職務に関する必要な指導等 ・ 母子自立支援員の設置 ・ 婦人相談員の設置（任意設置）</td></tr><tr><td>町村</td><td>・ 民生委員の職務に関する必要な指導等</td></tr></table> 【別紙参考資料P9～13を参照】	国	・ 民生委員の定数基準の設定、民生委員の委嘱	県 （政令市・中核市を含む）	○児童相談所の設置運営（県、政令指定都市のみ） ・ 民生委員の定数決定、民生委員の指揮監督等 ・ 身体障害者相談員、知的障害者相談員の委嘱 ・ 母子自立支援員の設置 ・ 婦人相談員の設置（政令市・中核市は任意設置）	一般市	・ 民生委員の職務に関する必要な指導等 ・ 母子自立支援員の設置 ・ 婦人相談員の設置（任意設置）	町村	・ 民生委員の職務に関する必要な指導等	【児童相談業務のあり方】 ■ 児童福祉に関する事務事業のうち、非行児童・児童虐待等への対応については、児童相談所が中心に事務を担っているところであるが、児童虐待等の早期発見、発生予防等を進める観点から、身近な基礎的自治体の役割の強化を図る必要があるのではないか。 ■ こうした観点から、児童相談所の設置について、すでに福祉・保健を一体的に担っている中核市への設置を可能にするとともに、例えば、その他一定規模の市においても、地域の実情を踏まえ、任意に設置できるよう検討することが必要ではないか。 【福祉関係相談員等の設置のあり方】 ■ 福祉サービスを一体的かつ総合的に身近な自治体で担うとすれば、住民からの相談を受け、個々のニーズに応じた適切に対応することが求められる。 ■ こうした観点から、身近な相談窓口となる各種福祉関係相談員のあり方について、福祉サービスを提供する身近な自治体との連携強化が重要であることから、地域の自主的な判断により、その設置や運営が可能となるよう、そのあり方を検討することが必要ではないか。
国	・ 民生委員の定数基準の設定、民生委員の委嘱										
県 （政令市・中核市を含む）	○児童相談所の設置運営（県、政令指定都市のみ） ・ 民生委員の定数決定、民生委員の指揮監督等 ・ 身体障害者相談員、知的障害者相談員の委嘱 ・ 母子自立支援員の設置 ・ 婦人相談員の設置（政令市・中核市は任意設置）										
一般市	・ 民生委員の職務に関する必要な指導等 ・ 母子自立支援員の設置 ・ 婦人相談員の設置（任意設置）										
町村	・ 民生委員の職務に関する必要な指導等										

No	主 要 課 題	事 務 事 業 の 概 要 （ 現 状 ）	論 点 の 内 容 ・ ポ イ ン ト																																													
6	社会福祉施設における行政と民間の役割分担	【県立社会福祉施設の概要】 ■ 県立社会福祉施設については、社会福祉法人広島県社会福祉事業団に運営を委託している。 <table><tr><th>施 設 名</th><th>設置年月日</th><th>定 員</th></tr><tr><td>県立ふれあいの里 老人福祉センター</td><td>S 56. 7. 1</td><td>—</td></tr><tr><td colspan="3">県立心身障害者コロニー</td></tr><tr><td>重症心身障害児施設 わかば療育園</td><td>S 58. 4. 1</td><td>入所 40</td></tr><tr><td>知的障害者更生施設 松陽寮</td><td>S 56. 9. 1</td><td>入所 160</td></tr><tr><td colspan="3">県立身体障害者リハビリテーションセンター</td></tr><tr><td>重症心身障害児施設 若草療育園</td><td>H 4. 5. 1</td><td>入所 53</td></tr><tr><td>身体障害者更生施設 あけぼの</td><td>S 26. 11. 1</td><td>入所 90, 通所 10</td></tr><tr><td>肢体不自由児施設 若草園</td><td>S 26. 4. 1</td><td>入所 62, 通所 40</td></tr><tr><td>医療センター</td><td>S 53. 4. 1</td><td>病床 109</td></tr><tr><td>身体障害者福祉センター（A型）スポーツ交流センター</td><td>H 8. 8. 1</td><td>—</td></tr><tr><td colspan="3">県立福山若草園</td></tr><tr><td>重症心身障害児施設 福山若草療育園</td><td>S 59. 4. 1</td><td>入所 44</td></tr><tr><td>肢体不自由児通園施設 福山若草園</td><td>S 37. 6. 1</td><td>通所 20</td></tr><tr><td>知的障害者授産施設 県立大野寮</td><td>S 39. 5. 1</td><td>入所 50, 通所 20</td></tr></table> ■ これまでの県立社会福祉施設の見直しとして、県立ふれあいの里特別養護老人ホームを平成12年4月に御調町へ移管している。 ■ 県出資法人の見直しの一環として、県立施設としての役割が減少した施設については、地元自治体若しくは社会福祉法人に移管するなど、着実に見直しの実現を図っていくこととしている。	施 設 名	設置年月日	定 員	県立ふれあいの里 老人福祉センター	S 56. 7. 1	—	県立心身障害者コロニー			重症心身障害児施設 わかば療育園	S 58. 4. 1	入所 40	知的障害者更生施設 松陽寮	S 56. 9. 1	入所 160	県立身体障害者リハビリテーションセンター			重症心身障害児施設 若草療育園	H 4. 5. 1	入所 53	身体障害者更生施設 あけぼの	S 26. 11. 1	入所 90, 通所 10	肢体不自由児施設 若草園	S 26. 4. 1	入所 62, 通所 40	医療センター	S 53. 4. 1	病床 109	身体障害者福祉センター（A型）スポーツ交流センター	H 8. 8. 1	—	県立福山若草園			重症心身障害児施設 福山若草療育園	S 59. 4. 1	入所 44	肢体不自由児通園施設 福山若草園	S 37. 6. 1	通所 20	知的障害者授産施設 県立大野寮	S 39. 5. 1	入所 50, 通所 20	■ 社会福祉法人等や市町村等によるサービス供給体制の整備状況や地域における利用状況も踏まえながら、民間法人等や身近な自治体の社会福祉施設との役割分担のあり方を検討する必要があるのではないか。
施 設 名	設置年月日	定 員																																														
県立ふれあいの里 老人福祉センター	S 56. 7. 1	—																																														
県立心身障害者コロニー																																																
重症心身障害児施設 わかば療育園	S 58. 4. 1	入所 40																																														
知的障害者更生施設 松陽寮	S 56. 9. 1	入所 160																																														
県立身体障害者リハビリテーションセンター																																																
重症心身障害児施設 若草療育園	H 4. 5. 1	入所 53																																														
身体障害者更生施設 あけぼの	S 26. 11. 1	入所 90, 通所 10																																														
肢体不自由児施設 若草園	S 26. 4. 1	入所 62, 通所 40																																														
医療センター	S 53. 4. 1	病床 109																																														
身体障害者福祉センター（A型）スポーツ交流センター	H 8. 8. 1	—																																														
県立福山若草園																																																
重症心身障害児施設 福山若草療育園	S 59. 4. 1	入所 44																																														
肢体不自由児通園施設 福山若草園	S 37. 6. 1	通所 20																																														
知的障害者授産施設 県立大野寮	S 39. 5. 1	入所 50, 通所 20																																														

福祉保健部の主な論点に関する参考資料

■ 福祉事務所の設置について	1
■ 保健所の設置について	4
■ 児童相談所の設置について	9
■ 福祉関係相談員等の設置について	12

福祉事務所の設置について

1 福祉事務所の設置

- ・都道府県及び市（特別区を含む。）は、条例で、福祉に関する事務所を設置しなければならない。【社会福祉法第14条1項】
- ・町村は、条例で、その区域を所管区域とする福祉に関する事務所を設置することができる。【社会福祉法第14条3項】
- ・町村は、必要がある場合には、一部事務組合又は広域連合を設けて、福祉に関する事務所を設置することができる。【社会福祉法第14条4項】
- ・町村は、福祉に関する事務所を設置し、又は廃止するには、その六月前までに、都道府県知事に協議し、同意を得なければならない。

2 福祉事務所業務の概要

法令名	条項	主な権限
生活保護法	19条ほか	生活保護の決定及び実施等
児童福祉法	22条ほか	助産施設及び母子生活支援施設への入所措置等
児童扶養手当法	4条ほか	児童扶養手当の認定及び支給等
特別児童扶養手当等の支給に関する法律	17条ほか	障害児福祉手当、特別障害者手当の認定及び支給等
国民年金法等の一部を改正する法律	附則97条	福祉手当の支給（経過措置）

3 福祉事務所の必置規制

（組織）

- ・福祉に関する事務所には、長及び少なくとも次の所員を置かなければならない。
 - 1 指導監督を行う所員（長自ら現業事務の指導監督を行う場合には、要しない。）
 - 2 現業を行う所員
 - 3 事務を行う所員【社会福祉法第15条1項】

（定数）

- ・現業を行う所員の数は、次に掲げる数を標準として定める。
- ・町村の設置する事務所にあつては、被保護世帯の数が160以下であるときは、2とし、被保護世帯数が80を増すごとに、これに1を加えた数 【社会福祉法第16条3項】

（社会福祉主事の設置）

- ・都道府県、市及び福祉に関する事務所を設置する町村に、社会福祉主事を置く。
 - 1 大学、高等学校等において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者
 - 2 厚生労働大臣の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者
 - 3 厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者
 - 4 前三号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働省令で定めるもの

4 合併後においても引き続き町として残る地域

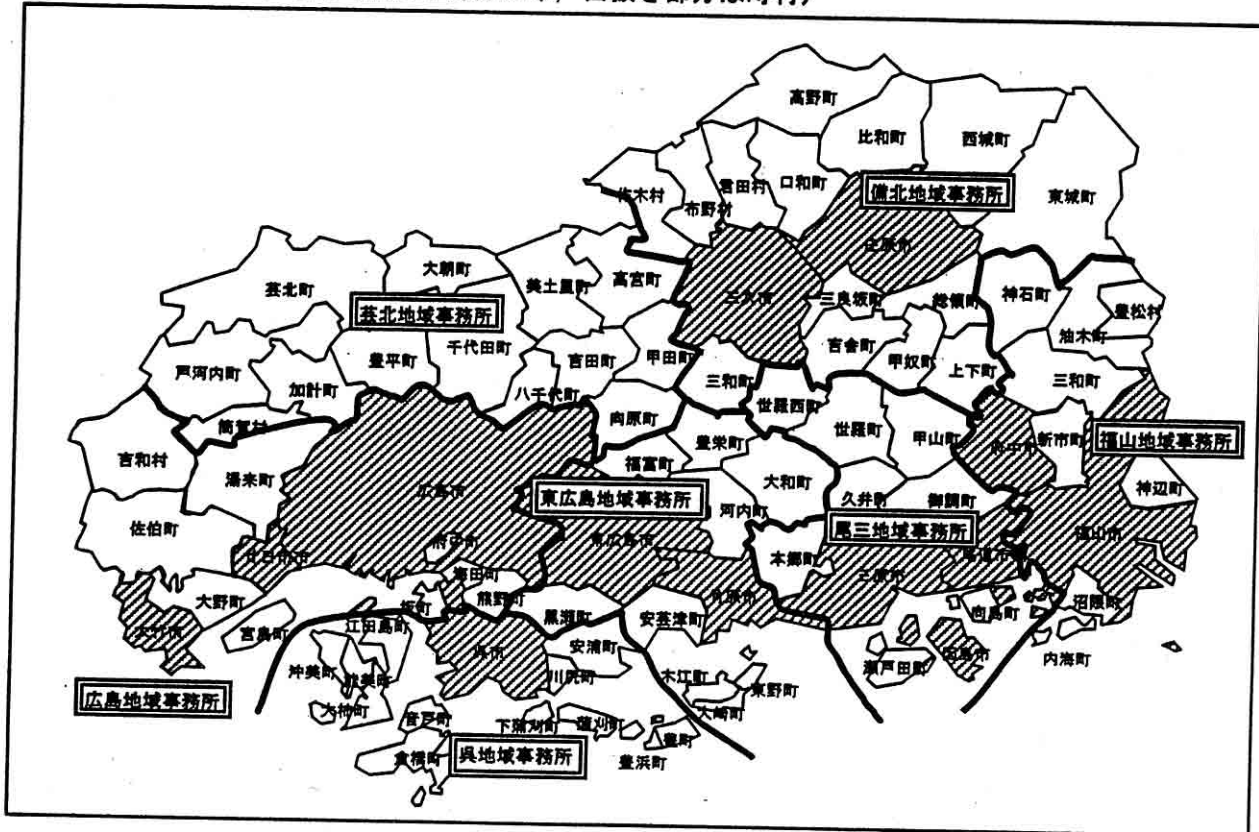
地 域 名	管 内 区 域	管 内 人 口 (人)
大崎上島町	—	10,131
世羅3町	世羅町, 甲山町, 世羅西町	19,690
山県西部	加計町, 筒賀村, 戸河内町	9,691
山県東部	芸北町, 大朝町, 千代田町, 豊平町	21,929
神石4町村	油木町, 豊松村, 神石町, 三和町	12,512

(参考) 福祉事務所設置町村の状況 (全国4か所)

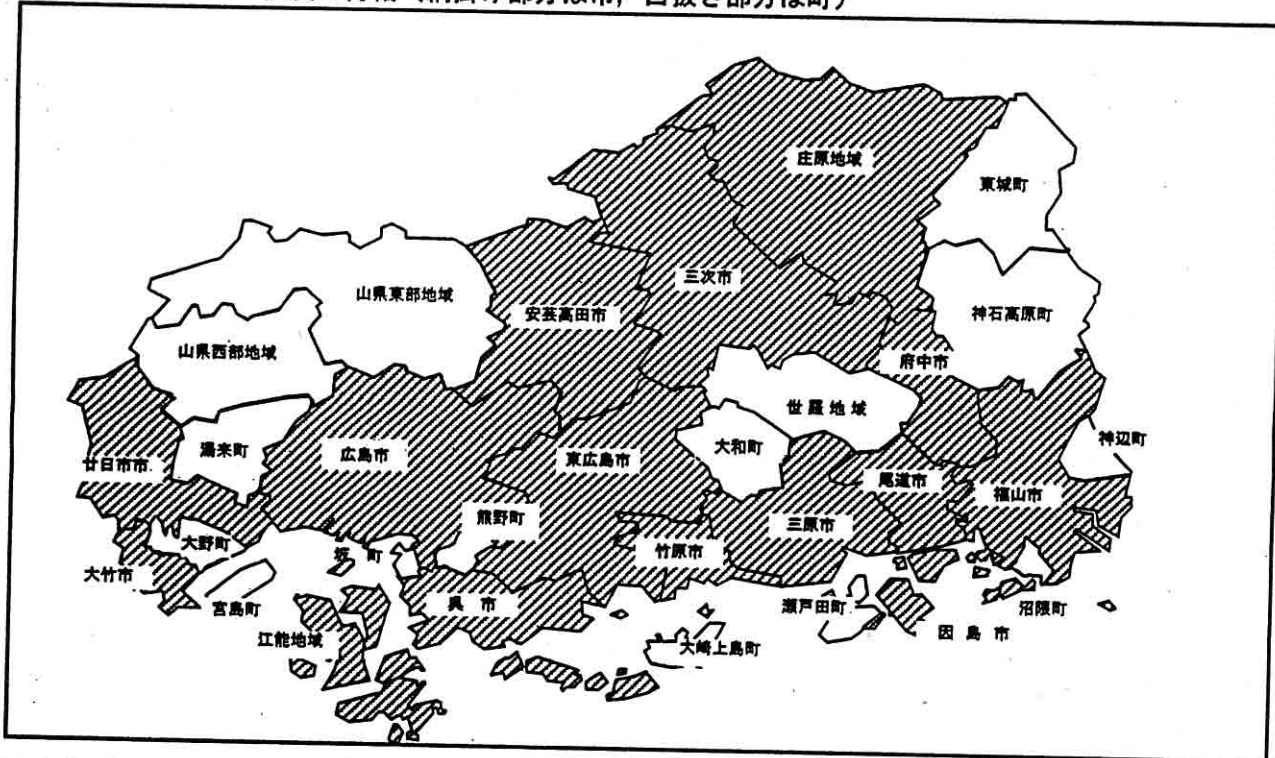
- ・ 島本町 (大阪府) : 人口 30,481人
- ・ 美原町 (大阪府) : 人口 37,908人
- ・ 十津川村 (奈良県) : 人口 5,143人
- ・ 榛原町 (奈良県) : 人口 20,301人

合併後に想定される市町村の姿

【合併前】 86市町村（網掛け部分は市，白抜き部分は町村）



【合併後】 30程度に再編（網掛け部分は市，白抜き部分は町）



※ 現在任意・法定協議会を設置している市町村が合併すると想定したもの

保健所の設置について

1 保健所の設置

- 保健所は、都道府県、指定都市（地方自治法第252条の19第1項）、中核市（地方自治法第252条の22第1項）、その他政令で定める市、特別区が設置する。【地域保健法第5条】
- 保健所政令市：小樽市（15万人）、函館市（28万人）、東大阪市（51万人）、尼崎市（46万人）、西宮市（43万人）、呉市（20万人）、下関市（25万人）、大牟田市（14万人）、佐世保市（24万人）【地域保健法施行令第1条3項】

※ 地域保健対策の推進に関する基本的な指針（平成6年12月1日）

- 保健所の設置及び運営を円滑に遂行できる人口規模を備えた市が保健サービスを一元的に実施することが望ましいことから、人口30万人以上の市は、保健所政令市への移行を検討すること。
- 人口30万人未満の現行の政令市は、引き続きその業務の一層の推進を図ること。

2 保健所業務の概要

法令名	条項	主な権限
人口動態調査令	4条ほか	人口動態調査票の審査及び小票作成
栄養改善法	2条ほか	国民栄養調査の実施及び集団給食施設の指導等
母子保健法	19条ほか	未熟児の訪問指導等
母体保護法施行令	7条ほか	受胎調整実地指導員の指定申請等の経由
児童福祉法	19条	身体障害児の療育指導等
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	47条ほか	精神障害者等からの相談、指導等
結核予防法	67条ほか	結核に係る定期外の健康診断等
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	64条ほか	感染症発生状況の把握及び患者に対する入院措置等
検疫法	22条ほか	検疫感染症の通報受理等
クリーニング業法	14条ほか	クリーニング業の営業の届出受理等
理容師法	17条の2ほか	理容所の開設に関する届出受理等
美容師法	22条ほか	美容所の開設に関する届出受理等
公衆浴場法	1条ほか	公衆浴場の経営の許可等
旅館業法	3条ほか	旅館業の営業許可等
興行場法	1条ほか	興行場の営業許可等
墓地、埋葬等に関する法律	19条の2ほか	墓地、納骨堂、火葬場の監視指導等
温泉法	18条の2ほか	温泉施設の検査等
建築物における衛生的環境の確保に関する法律	5条ほか	特定建築物についての届出受理等
水道法	48条の2ほか	専用水道布設の確認等
食品衛生法	17条ほか	飲食店営業等の営業許可等
食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律	3条ほか	食鳥処理の事業の許可等

法 令 名	条 項	主 な 権 限
と畜場法	3条ほか	と畜場の設置許可等
狂犬病予防法	25条ほか	犬の捕獲、抑留等
化製場等に関する法律	1条ほか	化製場等の開設許可等
医療法	7条ほか	診療所、助産所開設の許可等
臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律	20条の3ほか	衛生検査所の登録等
保健婦助産婦看護婦法	36条	保健婦に対する指示
歯科衛生士法	13条の4	歯科衛生士に対する指示
歯科技工士法	21条ほか	歯科技工所の開設届出受理等
柔道整復師法	18条ほか	柔道整復師の施術所の届出受理等
あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律	8条ほか	あん摩マッサージ指圧師等の施術所の届出受理等
死体解剖保存法	2条ほか	死体解剖の許可等
薬事法	26条ほか	卸売を除く医薬品一般販売業の許可等
毒物及び劇物取締法	4条ほか	毒物劇物販売業の登録等
有害物資を含有する家庭用品の規制に関する法律	6条ほか	健康被害を発生させるおそれのある有害物資を含有する家庭用品の回収命令等
介護保険法	100条	介護老人保健施設の検査等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	8条ほか	一般廃棄物処理施設の設置許可、産業廃棄物処理業の許可等
浄化槽法	5条ほか	浄化槽の設置届の受理等

3 保健所の必置規制及び財源措置

- ・保健所長は医師であって、以下の各号に該当する技術吏員でなければならない。

- ① 3年以上の公衆衛生上の実務に従事した経験がある者
- ② 国立公衆衛生院の行う養成訓練の課程を経た者
- ③ 厚生労働大臣が①、②と同等以上の技術又は経験を有すると認めた者

【地域保健法施行令第4条】

- ・保健所等の設置費用

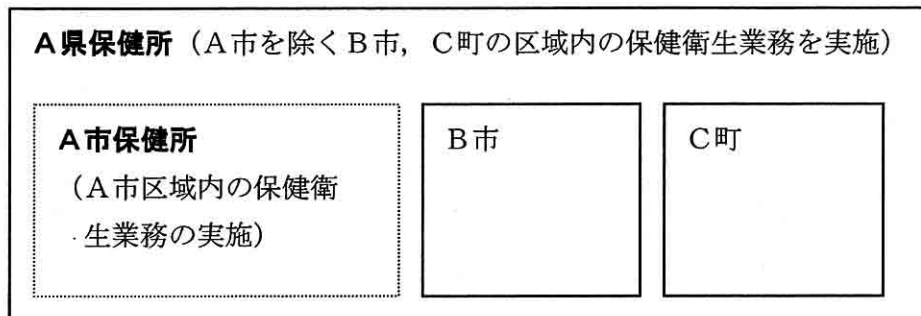
負担割合	新設	改築
国	1／2	1／3
都道府県(保健所設置市、特別区を含む)	1／2	2／3
市町村	—	—

4 本県の保健所設置の状況（職員数は厚生環境局を含めた人数）

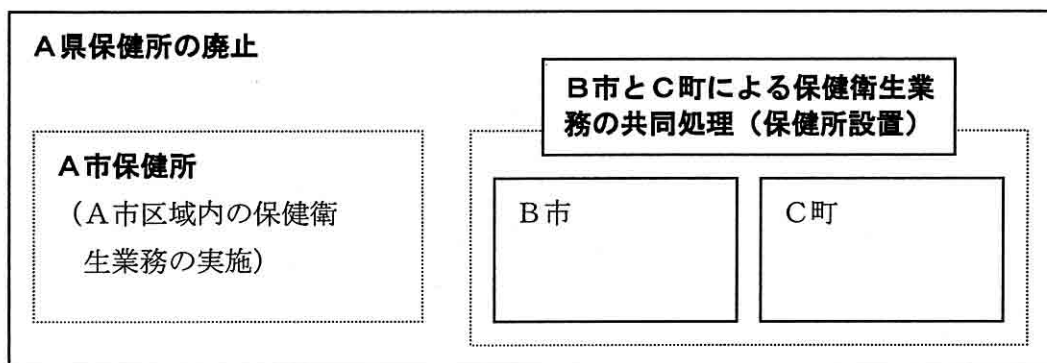
保 健 所	職 員 数	管轄地域人口	備 考
広島地域保健所	94	27万人	海田分室を含む
呉地域保健所	67	9万人	
芸北地域保健所	49	7万人	
東広島地域保健所	61	23万人	
尾三地域保健所	75	27万人	
福山地域保健所	72	13万人	
備北地域保健所	61	11万人	

保健衛生業務の共同処理及び事務委託について

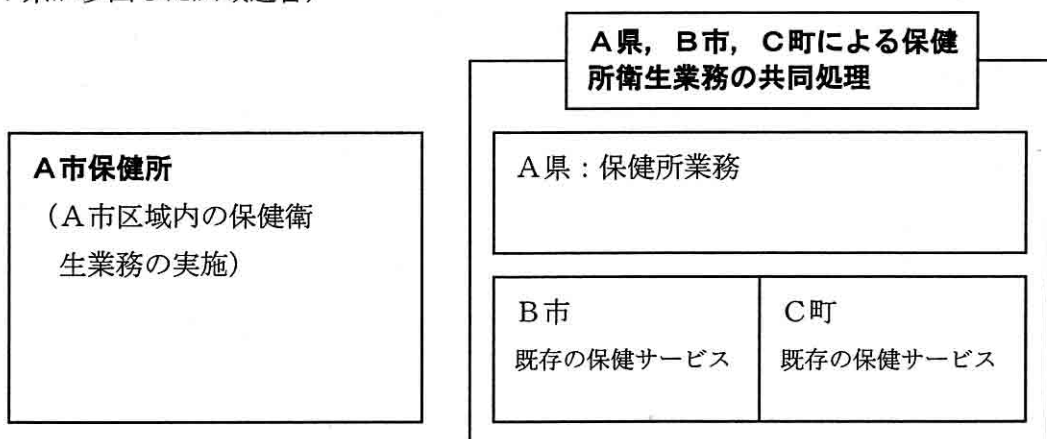
- 1 保健所の設置について、例えば、一部事務組合又は広域連合による設置はできないか。
(現行)



(例：市町村による一部事務組合又は広域連合)

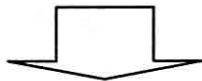
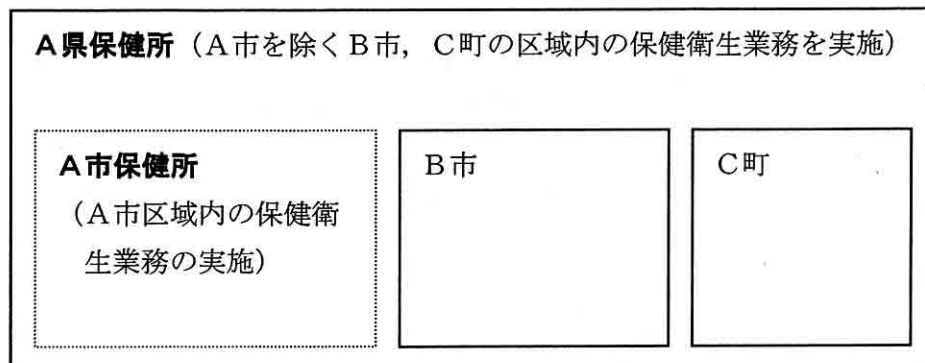


(例：県が参画した広域連合)

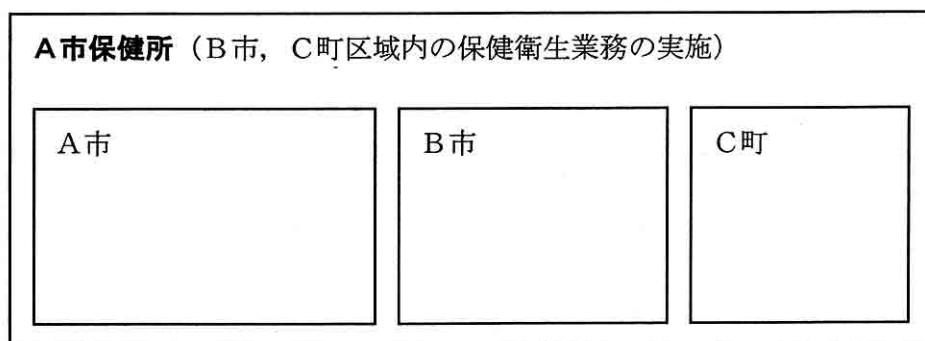


【参考：一部事務組合、広域連合の概要については、別紙のとおり】

2 保健所業務について、市保健所へ県管轄区域の保健所業務を委託できないか。
(現行)



(例：県がB市, C町区域内の保健衛生業務をA市へ事務委託)



【参考：事務の委託（地方自治法第252条の14）】

- 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、普通地方公共団体の事務の一部を、他の普通地方公共団体に委託して、当該普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員をして管理し及び執行させることができる。

一部事務組合と広域連合との主な相違点

区分	一部事務組合	広域連合
団体の性格	特別地方公共団体	同左
構成団体	都道府県、市町村及び特別区 ただし、複合的一部事務組合にあっては、市町村	都道府県、市町村及び特別区
設置の目的等	構成団体又はその執行機関の事務の一部の共同処理	多様化した広域行政需要に適切かつ効率的に対応するとともに、国からの権限移譲の受入れ体制を整備する
国等からの事務権限の委任	_____	- 国又は都道府県は、広域連合に対し法律、政令又は条例の定めるところにより、直接事務を処理することとすることができる - 都道府県の加入する広域連合は国に、その他の広域連合は都道府県知事にその権限に属する事務の一部を広域連合が処理することとするよう要請することができる
構成団体との関係等	_____	- 構成団体に規約を変更するよう要請することができる - 広域計画を策定し、その実施について構成団体に対して勧告することができる 広域計画は、他の法定計画と調和が保たれるようにしなければならない - 広域連合は、国の地方行政機関、都道府県知事、地域の公共的団体等の代表から構成される協議会を設置できる
設置の手続	関係地方公共団体が、その議会の議決を経た協議により規約を定め、都道府県の加入するものは総務大臣、その他のものは都道府県知事の許可を得て設ける	- 同左 - ただし、総務大臣は、広域連合の許可を行おうとするときは、国の関係行政機関の長に協議
直接請求	法律に特段の規定はない	普通地方公共団体に認められている直接請求と同様の制度を設けるほか、広域連合の区域内に住所を有するものは、広域連合に対し規約の変更について構成団体に要請するよう求めることができる
組織	議会－管理者(執行機関) ただし、複合的一部事務組合にあっては、管理者に代えて理事会を設けることができる	議会－長(執行機関)
議員等の選挙方法等	議会の議員及び管理者は、規約の定めるところにより、選挙され又は選任される	議会の議員及び執行機関の選出については、直接公選又は間接選挙による

児童相談所の設置について

1 児童相談所の設置等

(設置)

- ・ 都道府県（政令指定都市）は、児童相談所を設置しなければならない。【児童福祉法第15条】【地方自治法施行令第174条の26】

(組織)

- ・ 児童相談所には、所長及び所員を置く。【児童福祉法第16条】
- ・ 所長は、次のいずれかに該当する者でなければならない。
 - ① 医師であつて、精神保健に関して学識経験を有する者
 - ② 大学等において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者
 - ③ 社会福祉士
 - ④ 2年以上児童福祉司として勤務した者又は児童福祉司たる資格を得た後2年以上所員として勤務した者
 - ⑤ 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であつて、厚生労働省令で定めるもの

(必置規制)

- ・ 児童相談所に、児童福祉司を置かなければならない。【児童福祉法第11条】
- ・ 児童福祉司は、次のいずれかに該当するものの中から任用
 - ① 厚生労働大臣の指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他施設を卒業し、又は厚生労働大臣の指定する講習会の課程を修了した者
 - ② 大学等において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
 - ③ 医師
 - ④ 社会福祉士
 - ⑤ 社会福祉主事として、2年以上児童福祉事業に従事した者
 - ⑥ 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であつて、厚生労働省令で定めるもの
- ・ 児童福祉司の担当区域は、保護を要する児童の数、交通事情等を考慮し、人口おおむね10万から13万までを標準として定める。【児童福祉法施行令第7条】

(施設)

- ・ 児童相談所には、必要に応じ、児童を一時保護する施設を設けなければならない。【児童福祉法第17条】

2 児童相談所の業務

- ・ 児童に関する各般の問題につき、家庭その他からの相談に応じること。
- ・ 児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会的及び精神保健上の判定を行うこと。
- ・ 児童及びその保護者につき、調査又は判定に基づいて必要な指導を行うこと。
- ・ 児童の一時保護を行うこと。

(都道府県知事は、措置権限の全部、一部を児童相談所長へ委任できる。)

※ 児童の里親等への委託

※ 児童養護施設、児童自立支援施設等への入所措置

※ 家庭裁判所への送致 等

3 児童相談業務に係る国等の検討状況

【全国知事会における児童相談所等のあり方に関するアンケート結果 (15.7.23)】

- ① 児童虐待の予防と早期発見・早期対応を図るため、市町村の役割を強化すべきか
1位： 原則賛成であるが、一定の配慮が必要である。(64.4%)
2位： 直ちに実施すべきである。(26.7%)
- ② 児童相談業務の一部を市町村へ移譲する場合の役割分担について
(相談・助言) — 1位： 市町村が主に担うべき (51.1%)
2位： 一部を市町村が担うべき (42.2%)
(心理的・医学的判定) — 1位： 都道府県 (68.9%)
2位： 一部市町村 (26.7%)
(立入調査、職権保護) — 1位： 都道府県 (95.6%)
2位： 一部市町村 (2.2%)
(施設入所措置、里親委託) — 1位： 都道府県 (71.1%)
2位： 一部市町村 (24.4%)
- ③ 児童相談所の中核市の設置について
1位： 原則的に賛成だが、一定の配慮が必要である。(60.0%)
2位： 直ちに実施すべきである。(24.4%)

【参考：社会保障審議会児童部会「児童虐待の防止等に関する専門委員会」報告書 (15.6)】

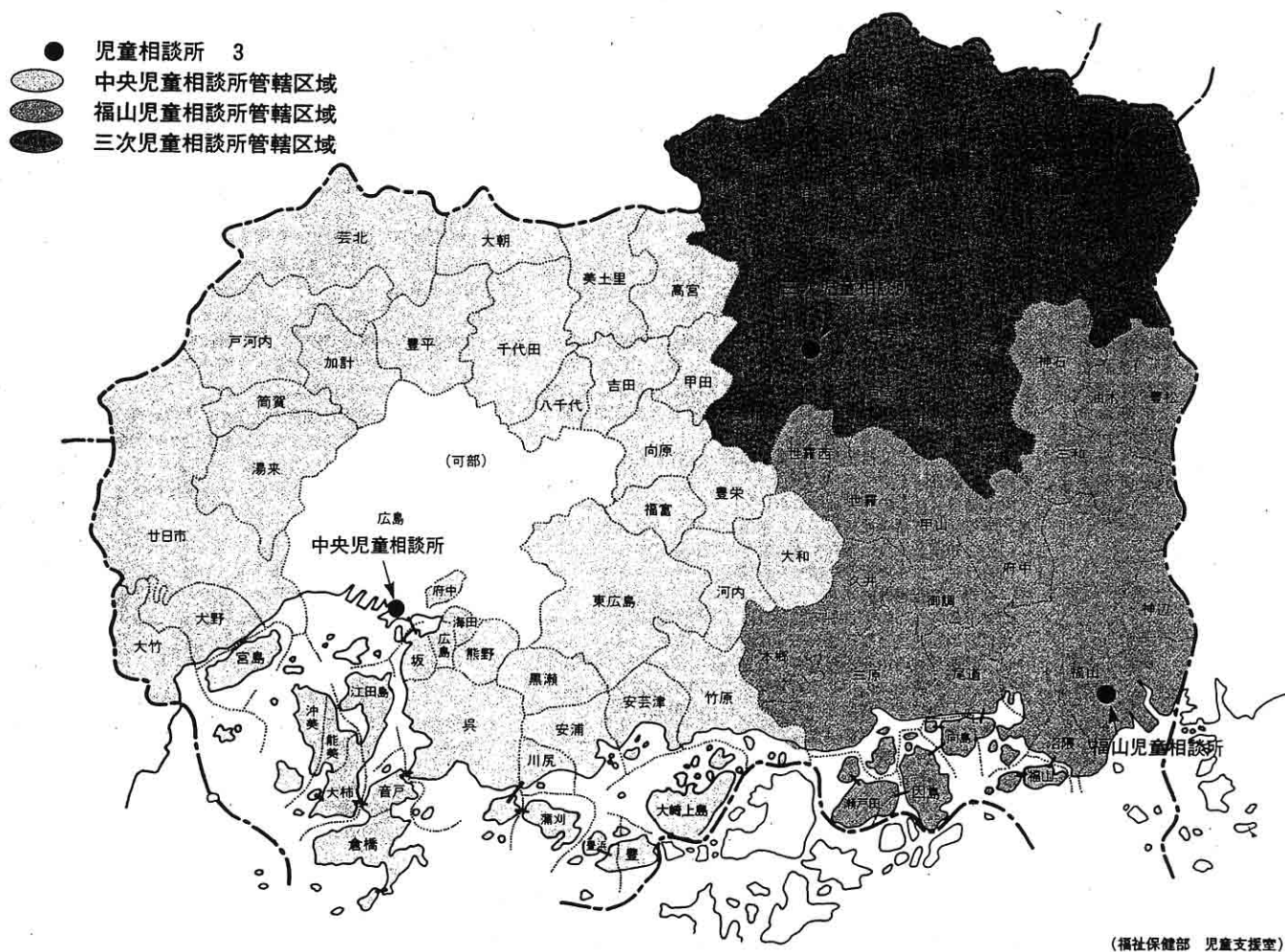
(具体的な取り組みの方向性)

- 市町村における子育てや虐待に関する相談機能の強化が必要である。
- 市町村における虐待防止ネットワーク体制をさらに充実し、発生予防の機能を強化するとともに、柔軟で機動力のある地域ネットワークとの連携を推進する必要がある。
- 今後、児童相談所の業務の一部を市町村や他の機関に委譲することや、より幅広

い専門職種との連携強化，児童相談所の虐待対応に関する対応力の強化を図るため，司法関与の仕組みについても検討するなど，児童相談所全体のあり方を見直す。

3 本県の児童相談所設置状況

県児童相談所管内図



福祉関係相談員等の設置について

1 主な福祉関係相談員等の概要（15.4.1 現在）

相談員等	設置主体	設置目的【根拠】	費用負担	設置人数
民生委員 児童委員	国	常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、福祉サービスを適切に利用するための情報提供等を行う。 【民生委員法】【児童福祉法】	県 10/10 ※広島市、 福山市分 は除く	5,993 (広島市 1,898) (福山市 753)
身体障害者相談員	県 (広島市) (福山市)	身体障害者の厚生援護の相談に応じ必要な指導を行う等によって、地域活動の推進等を図る。 【身体障害者福祉法】	県 10/10 ※広島市、 福山市分 は除く	285 (広島市 52) (福山市 44)
知的障害者相談員	県 (広島市) (福山市)	知的障害者の更生援護の相談に応じ、必要な指導を行うことで福祉の増進を図る。 【知的障害者福祉法】	県 10/10 ※広島市、 福山市分 は除く	78 (広島市 14) (福山市 7)
母子自立支援員	県 (市)	母子家庭及び寡婦、父子家庭であって、自立促進又は社会的事由により、一時的に介護、保育等の必要な家庭の介護を行い福祉の増進を図る。 【母子及び寡婦福祉法】	県 10/10 市 10/10	31 (12)
婦人相談員	県 (市)	要保護女子の早期発見や配偶者からの暴力など社会生活を営む上で何らかの問題を抱えた女性に対して相談に応じ、必要な指導を行う。 【売春防止法】	国 1/2 県 1/2 国 1/2 市 1/2	11 (6)

出典)：広島県福祉保健行政概要

注)：人数欄の（ ）内の数字は市分の再掲である。

2 各相談員等の設置について

(1) 民生委員・児童委員（※ 指定都市、中核市へは法令により移譲済み）

- ・ 都道府県知事の推薦によって、厚生労働大臣が委嘱する。【民生委員法第5条第1項】
- ・ 都道府県知事の推薦は、市町村に設置された民生委員推薦会が推薦した者について、地方社会福祉審議会の意見を聴いて行う。【民生委員法第5条第2項】
- ・ 民生委員は、その職務に関して、都道府県知事の指揮監督を受ける。【民生委員法第17条】
- ・ 都道府県知事は、民生委員の指導訓練に関して計画を樹立し、これを実施しなければならない。【民生委員法第18条】
- ・ 民生委員、民生委員推薦会、民生委員協議会及び民生委員の指導訓練に関する費用は、都道府県が負担する。【民生委員法第26条】

※ 民生委員は、児童委員に充てられたものとする。【児童福祉法第12条】

(2) 身体障害者相談員 (※ 指定都市、中核市へは法令により移譲済み)

- ・ 都道府県は、身体に障害のある者の福祉の増進を図るため、身体に障害のある者の更生援護に熱意と識見を持っている者に委託することができる。【身体障害者福祉法第12条の3】
- ・ 委託に要する費用は、都道府県の支弁とする。【身体障害者福祉法第36条】

(設置基準：県任意)

人口2万人未満の自治体：身体障害者200人に相談員1名

人口2万人以上の自治体：身体障害者300人に相談員1名

※ 最低1名は配置

(3) 知的障害者相談員 (※ 指定都市、中核市へは法令により移譲済み)

- ・ 都道府県は、知的障害者の福祉の増進を図るため、社会的信望があり、知的障害者に対する更生の援助と必要な保護に熱意と識見を持っている者に委託することができる。【知的障害者福祉法第15条の2】

設置人数：78名

設置場所：広島市、福山市を除く市町村に各1名配置（ただし、呉市は2名配置）

(4) 母子自立支援員

- ・ 都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長は、社会的信望があり、かつ職務を行うに必要な熱意と識見を持っている者のうちから、母子自立支援員を委嘱するものとする。

【母子及び寡婦福祉法第8条】

設置人数：19名

設置場所：広島地域事務所 3名、呉地域事務所 3名、東広島地域事務所 2名、芸北地域事務所 2名、尾三地域事務所 3名、福山地域事務所 2名、備北地域事務所 3名、母子福祉センター 1名

(5) 婦人相談員

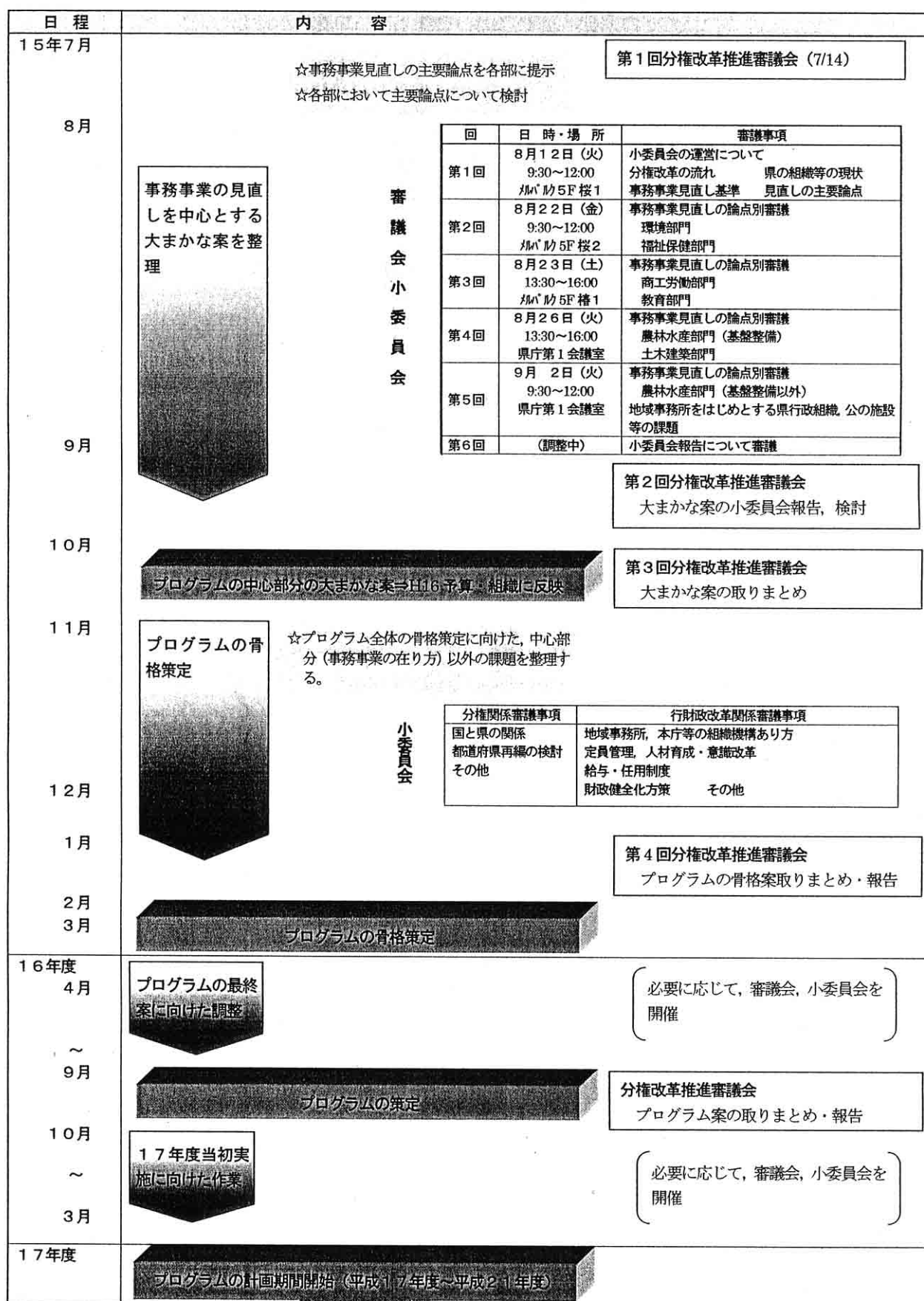
- ・ 都道府県知事は、社会的信望があり、かつ職務を行うに必要な熱意と識見を持っている者のうちから、婦人相談員を委嘱するものとする。【売春防止法第35条第1項】
- ・ 市長は、社会的信望があり、かつ職務を行うに必要な熱意と識見を持っている者のうちから、婦人相談員を委嘱することができる。【売春防止法第35条第2項】
- ・ 都道府県知事の委嘱する婦人相談員に要する費用は都道府県が支弁する。（市長が委嘱する婦人相談員に要する費用は市が支弁しなければならない。）【売春防止法第38条】
- ・ 国は、予算の範囲内で費用の10分の5以内を補助することができる。【売春防止法第40条第2項】

設置人数：5人

設置場所：婦人相談所

※ 婦人相談員を設置している市：広島市、呉市、三原市、尾道市、福山市、三次市

「分権改革推進プログラム」の策定スケジュール



広島県分権改革推進審議会小委員会（第1回）概要

- 1 日 時 平成15年8月12日（火）9：30～12：00
- 2 場 所 メルパルク広島 5F 桜1
- 3 出席者

池内商工会議所連合会会頭	佐古国民健康保険団体連合会常務理事	山本中国新聞取締役副社長
今井甲田町長	平県議会議員	吉岡三次市長
大田経済同友会代表幹事	戸井安田女子短期大学講師	※杉本広島商工会議所連合会専務理事
川崎広島大学教授	樺本中国地方総合研究センター理事長	※岸房広島県農業協同組合中央会企画 広報室長
櫻井民生児童委員協議会会長	宮地日本労働組合総連合広島県連会長	

※印は委員以外の関係者

4 議事の概要

○ 小委員会委員長の選出

樺本委員を全員一致で選出

○ 「広島県の方権改革の流れ」について

委員等 行政から公平なサービスを受けることも大切。個性豊かな市町村ということになり、優れたリーダーのところとそうでない市町村では、県民に対して公平なサービスが提供できるのか

事務局 市町村優先の原則で、必要な行政体制を作っていただくのが地方分権。今まで、国や県が決めてきたが、競争原理も働くし、自立してもらわないといけない。急に自立してくれとは言わない。立ち上がりの研修や人材交流等の支援はする。

委員等 最低限のことは公平でないといけないが、文化や福祉など差があってもいいものもある。最低限のもの以外は、住民のニーズに沿って、行政が選択すればいい。それができないから、行政が過剰になっていた。施策に強弱を付けていくというのが自治体の役割になってくる。

委員等 諮問されているのは、分権システムと行財政改革と都道府県合併等も視野に入れた新たな県のあり方だが、この流れでは、県と市町村の間のことに限った議論のように思える。国のやっていることを県に持ってくる議論が欠けているし、県から市町村に事務を移すだけでは、行財政改革にならない。国、県、市町村で職員数がどうなるというのがわからないで、やり方だけ議論すると結果が消えてしまう。

事務局 国と県の関係についても議論する。職員数の問題も役割分担の整理や廃止などで減らせる。定員管理の適正化や組織の課題は、役割分担の後に議論していただく。

委員等 自治体は合併が進んでいる。地域事務所の事務は地方にお任せしてもらって

いいと考えており、そういうつもりで進めてほしい。市町村は移譲を受けるだけでいいかという、市町村も持っている権限を住民に渡さないといけない。福祉、環境、社会教育、生涯教育などは行政から住民に渡した方がいいし、そのための規制も廃止すべき。

委員等 国の地方分権は中途半端で、自分の権限を手放したがない。県と市町村の間でも同じことが起きる、議員の権限も減るから抵抗勢力も出てくる。県としてどういう基本姿勢、覚悟でいるのか。

事務局 今の法体系の中で、基礎的自治体に持っていけるものは、持って行きたい。国の地方機関の権限も仕分けして、知事会等で働きかけたり、政治の場での運動を進めていきたい。

委員等 そのような古い手法では進まない。広島県自体が徹底的に身軽になって、その上で広島県の役割として、国の権限を寄せと下から突き上げないといけない。

委員等 国と県の関係はいずれ出てくるが、先ず足元を固め広島型の分権改革を進めようということだと思う。目標設定されて、職員数がどうなるのか費用がどうなるのかというのがあれば、夢を持って意見が言える。

委員等 あくまで財政再建に目標をおいて改革の議論をしていくことがシステム構築につながる。また、市町村によって体制に差があるので、人材支援体制も必要。

委員等 今回の改革は財政改革とはっきり方向が出ている。県のやり方と職員数をそのまま市町村に持っていくのはいけない。(財政改革を)人件費でやるのか事業費でやるのかポリシーが見えない。

委員長 この流れは県の考えだがこれに意見いただきながら、官から民への流れというの議論しなければならない。この一枚ですべて尽くすというわけにはいかないが、委員の御意見もいただきながら整理していきたい。合併と同様に先頭を走るべく、委員の御協力たまわりたい。

委員等 広島型システムということだ。国から県への移譲というのはすぐにはできない。広島型は先ず、市町村合併が進んで大きくなった市町村に県の事務・権限をどう移していくかということだと思う。国と県の関係と違って、県内のことは広島型でやっていこうということだと思う。

第1回の審議会で説明された3つの計画、これまでの答申など、第1回の審議会資料を活かしながら議論を進めていかないとはいけない。

委員等 日本一住みやすい県ということがあったが、働き場所があつて活力もあるということが必要と思うが、この改革をやった暁にそういうことが明らかになるのか。

事務局 県の将来像は、今回のアウトプットを利用して、別の審議会で長期計画の中で描いていく。

○ スケジュール、県の組織、事務事業見直し基準、主要論点項目

委員等 安心がある元気な広島県というとき問題は治安ではないか。警察の課題が出ていないが。

事務局 警察官の数も国で決められている。治安が悪いから増やしてくれという要望をして、昨年、今年と増員してもらっている。

委員等 三位一体の改革で、国は4兆円補助金削減して、その8割の税源移譲するということだが、県はあずかり知らぬということでよいのか。どういふものがカットされるか例示がないのか。

事務局 分権改革会議の中で重点11項目が議論されたが、最終的には重点項目からということではなく、20兆円全体の中から4兆円ということになり示せる状況にない。県でも国からの補助金のうちこういうものは廃止して財源をもらった方がいいというのを整理しようとしている。

委員等 分権改革の目的は、財政改革だから、経常経費、固定経費を落とす必要がある。住民サービスを落とさずに落とすには、総務企画部門を落とすべき。政策として行っている行政サービスには儲けはないが必要。営農指導も儲からないが農業も政策としてある。県としてやりたい政策がどこにあるのか伝わらないといけない。

また、移譲に当たっては、県で総合企画をやって維持管理だけ任すということではなく、フルセットで欲しい。総合企画を県に残して指導するというのならいい。部ごとに事業の見直しをやると、県の都合のいいようになるのではないか。

委員等 財政の健全化の議論だが、30,262人の職員数の74.6%が教育関係だ。ここを何とかしない財政再建は図れない。

事務局 論点に入っている。

委員等 県内の生徒数とか私学との役割分担、教育レベルの問題とかもある。我々も団地を作るたびに小学校を作ってきたが、もう生徒が少なくなっている。実情がわかる資料を出して欲しい。

委員等 県民の関心は教育と治安。複式の問題とか見直すべき点はあるが、教育や治安のようにやるべきことは、ある程度予算をつけてやるべき。

委員等 教育は補助金のウェイトが高い、義務教育費の国庫負担金制度がなくなれば大阪なんかは、45～6人学級にしないとまかなえないという議論がある。これは県だけの論議ではできない。

全体の流れはスケジュールの中に10月以降、事務事業見直し以外の課題を整理するとなっており、国とかの関係もこのプログラムに沿ってやるということになる。ここら辺をおさえておかないと論議がまとまらない。

事務局 4兆円については、国で来年度の予算編成までに議論する。義務教育の2兆

5千億円も含め、国で議論されているものは論点の中にできるだけ入れている。

三本の柱（計画）のどの部分をどの段階で議論するかというのは整理する。

委員等 国は金をカットするが、県から移譲するとき金をつけないといけない。

委員等 県と市町村で同じ仕事をしているものはたくさんある、移譲されても人件費がそのままいるということはない。削減は可能。3つのうち2つを移譲とかいうのが困る。いろいろな調整を各方面とされるだろうが、完全に移してもらうのがやりやすい。財源もいるとは言わないが、企画から執行までのフルセットという考えを持っておいてほしい。教育特区で20人学級を目指しているが、お金を求めている。自由にできる権限がほしい。

事務局 今の法体系のままで事務を移せば、所要額は措置することとなる。県道を市道に所管換すれば市でということになるが、県道のままで、規約による委託や私法上の契約による委託などの方法により事務をやってもらうことになれば所要額を措置することとなる。そういう仕組みづくりが広島方式になる。その場合、その仕事は市や町が行うので、県の地方機関は縮小せざるを得ない。

委員等 大変難しい問題ばかりで、各論になると受益勢力、抵抗勢力がある。総論賛成でも各論は難しい。知事が何をしたいかモデルとして出さないと成果が出にくい。反論も出てくるだろうが、具体的なプランを出して欲しい。

委員等 権限移譲に関しては、合併の要素が大きく県としても覚悟をされている。事務事業の見直しをやる中で、共同体としての県の役割、県という枠での総合プロデューサーという役割が必要というのが出てくるのではないかな。中間団体が必要という前提で結論を出していかなければならない。

委員等 市町村の職員も含めて、1人1千万円かかる公務員をどれだけの人数で維持しているかということを踏まえて議論しないといけない。

○ 委員長代理指名

委員長から川崎委員指名